

第1回 港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会

日時：令和6年11月5日（火）14:00～

場所：港北区役所3階 3号会議室

次 第

- 1 あいさつ
- 2 委員紹介 【資料1】
- 3 定足数の確認
- 4 委員長の選出
- 5 委員長職務代理者の指名
- 6 議事
 - (1) 選定対象の法人数
 - (2) 地域子育て支援拠点概要等について 【資料2・3】
 - (3) 運営法人の選定方法等について 【資料4・5・6】
- 7 その他

■配布資料

【資料1】 横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会委員名簿

【資料2】 地域子育て支援拠点の概要

【資料3】 港北区地域子育て支援拠点事業 事業評価シート

【資料4】 評価の流れと評価指標の取り扱いについて

【資料5】 評価指標（粗評価用） *別ファイルにあります

【資料6】 提案書 *別ファイルにあります

※【資料5・6】は第2回選定委員会に忘れずにお持ちください。

【参考資料（関係要綱等）】

- (1) 横浜市子育て支援事業運営事業者選定 委員会運営要綱
- (2) 横浜市港北区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱
- (3) 横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱
- (4) 横浜市港北区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- (5) 令和7年度横浜市港北区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- (6) 横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人募集要項（提案書類様式含む）

■第2回選定委員会■

日 時：令和6年11月21日（木） 10:00～

場 所：港北区役所3階 3号会議室

横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会委員名簿

(令和 6 年 11 月 5 日～令和 7 年 3 月 31 日)

	所属・役職等	氏名
1	港北区連合町内会	川島 武俊
2	港北区民生委員児童委員協議会主任児童委員 代表	川原 裕美子
3	港北区社会福祉協議会 事務局長	仲丸 等
4	横浜市幼稚園協会港北支部 支部長	福寿 亮賢
5	港北区子育て支援者	福留 裕子
6	小田原短期大学 名誉学長	吉田 眞理

(五十音順・敬称略)

地域子育て支援拠点事業の概要

1 横浜市の地域子育て支援拠点事業について

(1) これまで

ア 事業の開始

平成 18 年度	子育て支援に関する地域の総合的な拠点として、各区に地域子育て支援拠点を設置開始 (港北区が一か所目)
平成 23 年度	全区への設置完了

イ サテライトの設置

平成 27 年度	乳幼児人口が多い区に拠点サテライトの設置開始 (港北区が一か所目)
令和 6 年度	18 区中 8 区に設置済 (港北区、鶴見区、青葉区、戸塚区、都筑区、神奈川区、旭区、保土ヶ谷区)

※1 サテライトとは

既存拠点の出先施設として設置。

既存拠点と一体的に運営するため、運営は拠点の運営法人へ委託。

※2 サテライトの機能

- ① 親子の居場所事業
- ② 子育て相談事業
- ③ 情報収集・提供事業
- ④ 利用者支援

(2) 対象者

ア 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者

イ 原則として市内に居住する妊婦及びその家族

ウ 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む）

(3) 機能

ア 【直接支援 4 機能】妊婦・乳幼児・子育て家庭を支援する機能

- ① **【親子の居場所機能】** 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
土日どちらかを含めて週 5 日以上、日中 6 時間以上、交流スペースを提供
※港北区は、拠点と拠点サテライトの他に、出張ひろばも開設
- ② **【子育て相談機能】** 子育てに関する相談及び関係機関との連携期間の紹介
気軽な子育て相談から専門機関に紹介するまでの相談に対応
※相談方法は、上記①居場所での直接相談に加え、電話での相談
- ③ **【情報収集・提供機能】** 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
行政サービスから地域情報まで幅広い情報を一元化、様々な媒体を活用して提供
- ④ **【利用者支援事業】** 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等についてスムーズな利用を支援する
子育てに関することに限らず、個々のニーズに応じた情報提供や利用支援と、支援リソースの創出
※相談方法は、電話や面接の他に、オンラインもあります

イ 【間接支援2機能】子育て支援者に対する支援

- ⑤ 【ネットワーク機能】子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
地域子育て支援活動関係者間のネットワークを構築し、横のつながりを深めることにより、活動の活性化、サービスの質的向上、地域の子育て支援活動の課題の解決を図る。
- ⑥ 【人材育成機能】子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること
地域子育て支援活動関係者の養成と養成後の地域における活動の場への紹介などにより、地域の活動の拡大、多様化、活性化を図る。

ウ ⑦【横浜子育てサポートシステム事務局機能】地域の中で子どもを預け、預かる支え合いの促進

※横浜市では、国が示す支援の仕組みである「子育て世代包括支援センター」を、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点の両者が担っています。

この仕組みは「主に区福祉保健センターの専門職が担う【母子保健分野】」と「地域子育て支援拠点が担う【子育て支援分野】」を連携させることで、リスクの有無に関わらず、全ての妊婦・乳幼児・その家族に対する切れ目ない支援を目指すものです。

(4) 区独自の取り組み

- ア 両親教室（地域土曜両親教室、オンライン両親教室、みんなの両親教室（プレパパまたは第2子向け））
- イ 一時預かり（拠点および拠点サテライト、それぞれ一日3組の受け入れ枠あり）

(5) 運営手法

地域子育て支援拠点は、地域で活動する事業者が有する運営ノウハウを最大限に活用し、地域の特性や実情を踏まえた事業展開を行う観点から、区と受託法人による「協働」事業としています。

運営にあたっては、平成26年度契約から、横浜市市民協働条例に基づき「協働契約」を区役所と受託法人の間で締結し、区と受託法人が対等な立場で、事業目的やお互いの役割分担を相互に確認しながら、実施します。

(6) 事業評価

- ア 毎年区と運営法人による事業評価を行っています。
- イ 1期5年の中間年度にあたる3か年度目に、区と運営法人は有識者を交えて、事業の実施状況を振り返り、成果や課題、今後の方向性などを整理する事業評価を行っています。
- ウ 1期5年の最終年度にあたる5か年度目に、区と運営法人は5か年の事業実施内容を振り返り、次の期に必要な課題等を整理する事業評価を行っています。

(7) 運営法人の資格

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を運営する社会福祉法人等
- イ 市内の医療施設を運営する医療法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- エ 市内の幼稚園を運営する学校法人等

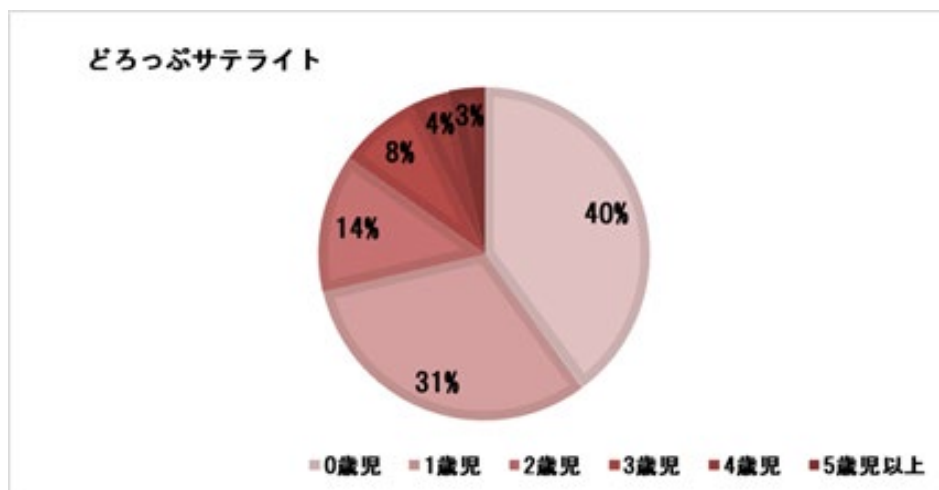
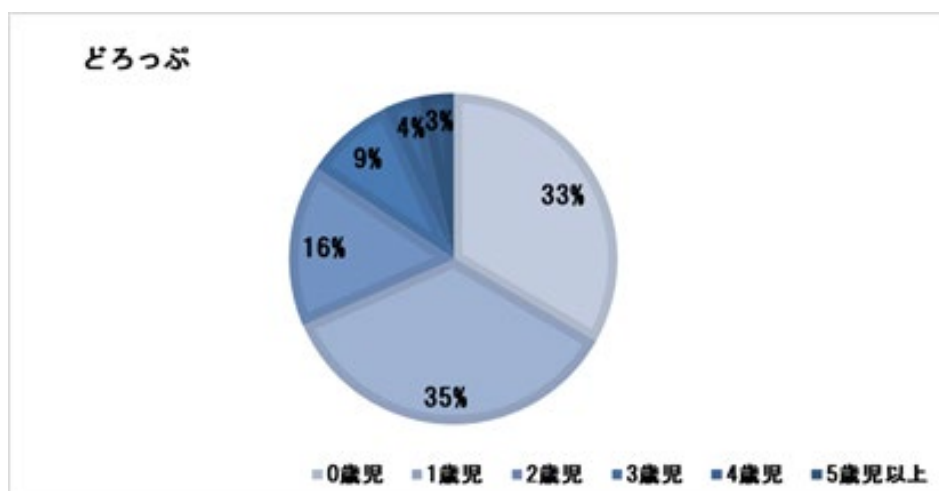
2 実績

(1) 親子の居場所事業

ア 年間利用者数

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぶ	27,069	19,287	27,374	31,012	32,659
どろっぶサテライト	28,512	23,136	30,510	31,119	32,220
合 計	55,581	42,423	57,884	62,131	64,879

イ 年間利用者数（年齢別割合）



ウ 年間新規登録者数

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぶ	899	678	806	869	949
どろっぶサテライト	897	814	942	1,013	969
合 計	1,796	1,492	1,748	1,882	1,918

(2) 子育て相談

ア 令和5年度の相談件数

	相談件数	相談者数
どろっぶ	8953	4869
どろっぶサテライト	12043	5430

イ 令和5年度の相談内容別内訳

どろっぶ

子どもの生活	地域情報	親自身	その他
26%	21%	9%	44%

どろっぶサテライト

地域情報	子どもの生活	子どもの健康	その他
19%	15%	12%	

(3) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局（対象生後57日から小学校6年生までの地域の預かり活動）

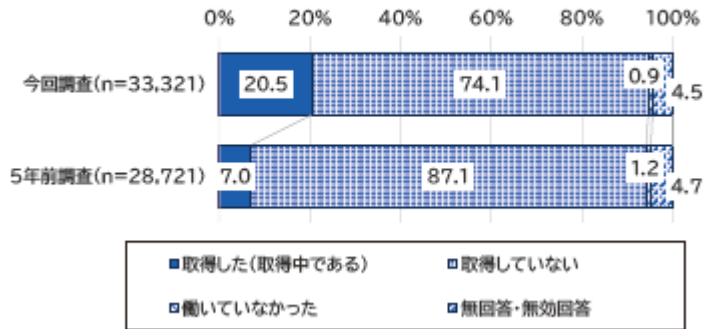
ア 活動実績

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
コーディネート数	891	853	750	775	958
活動件数	12,441	7,657	9,245	10,218	13,504

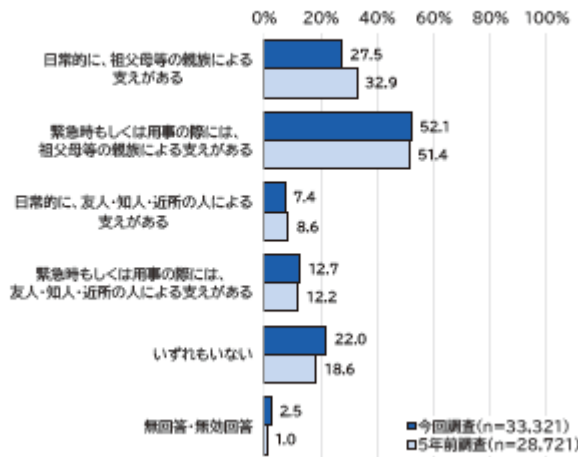
3 港北区の子育て家庭の概況と地域子育て支援拠点事業に期待されること

(1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(令和5年度実施)

図表 3-146 父親の育児休業取得有無(5年前との比較)



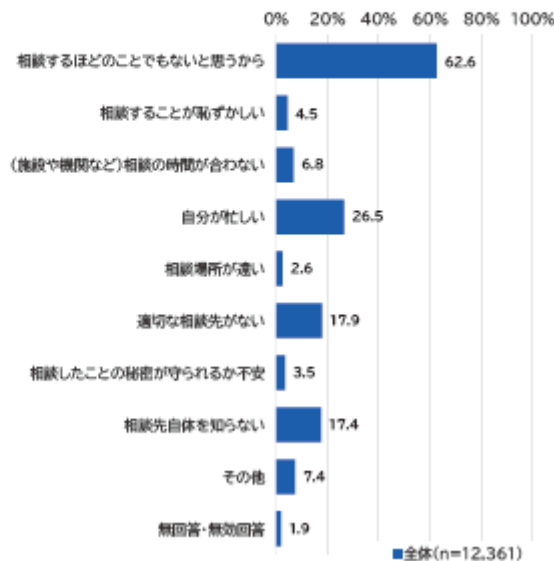
図表 3-179 子育てに対する周囲からの支え(育児の手伝い)の有無(5年前との比較)



【問 31_3】 相談したことがない方は、その理由は何ですか。(複数回答)

※子育てに関する困りごとについて、相談したことがない方のみ回答

図表 3-198 相談したことがない理由



(2) 地域子育て支援拠点事業に期待すること

ア 多様な養育者と子どもが訪れる親子の居場所

様々な事情、家庭状況から親子の居場所を利用しづらいと感じる層を幅広く受け入れる

イ 気軽に、必要な支援につながる相談

相談を受け止め、相談者に必要と考えられる支援に的確につなぐ

ウ 身近な地域で親子を支えるためのネットワークづくり

親子をより身近な地域の居場所や必要な支援につなぐための、地域の居場所や支援機関との役割分担とネットワークづくり

港北区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ 実施概要

対象事業	港北区地域子育て支援拠点事業
対象期間	令和2年度～令和6年度（5か年）
事業の実施者	特定非営利活動法人びーのびーの
	港北区こども家庭支援課
実施目的	<p>1 今期5か年の事業を振り返り、成果や課題、今後の方向性などを整理します。</p> <p>2 市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくため、また、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めます。</p>
実施時期	
実施について	<p>拠点事業は、区と運営法人との協働により進めています。</p> <p>毎年度、事業ごとに定めている「目指す拠点の姿」に沿って役割分担し、行動計画を立て、年度末には「振り返りの視点」に沿って取組の振り返りを行いながら事業を進めてきました。また、中間期には「有識者を交えた事業評価」を実施し、事業の運営・管理にフィードバックして拠点運営状況の向上を図っています。</p> <p>今回は、中間期に行った「有識者を交えた事業評価」にその後の事業振り返りを加え、今期5か年のまとめとしました。</p> <p>【参考】拠点の7事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供（親子の居場所事業） 2 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること（子育て相談事業） 3 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること（情報収集・提供事業） 4 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること（ネットワーク事業） 5 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること（人材育成、活動支援事業） 6 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること（横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業） 7 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること（利用者支援事業）

1 親子の居場所事業

目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	・親子の居場所以外での親の課題やニーズを把握し、来館者対応に生かす必要性がある。 ・受付システム（システム変更が必要）やアンケートを用いて、継続利用者の実態把握をする必要性がある。 ・どろっぷにつながっていない層へのアプローチ ・平日利用できない層へのフォロー	A	A
②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。		A	A
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。		B	B
④親（養育者）自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。		B	B

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

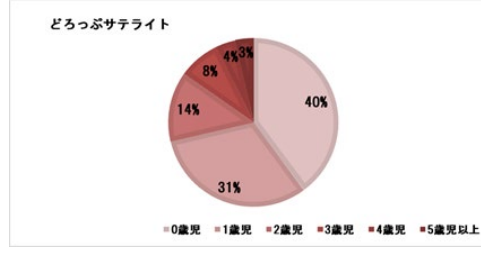
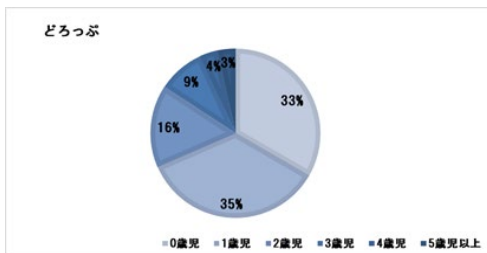
◆年間利用者数

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぷ	27,069	19,287	27,374	31,012	32,659
どろっぷサテライト	28,512	23,136	30,510	31,119	32,220
合計	55,581	42,423	57,884	62,131	64,879

◆年間新規登録者数

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぷ	899	678	806	869	949
どろっぷサテライト	897	814	942	1,013	969
合計	1,796	1,492	1,748	1,882	1,918

◆R5年度年齢別利用者数



コロナ感染対策における開館状況 (令和2年度)

- 6月 予約制 (午前 ・ 午後入れ替え) 5組
- 7月 上限20組 (ひろばでの飲食不可・開館時間30分短縮) 個別相談の再開、
- 8月 上限20組 (ひろばでの飲食不可・開館時間30分短縮) サポーター活動再開
- 9月 上限25組 (ひろばでの飲食不可・開館時間30分短縮) ボランティア活動再開
- 10月 上限30組 (ひろばでの交代制での昼食再開)

1 居場所づくりと安心して過ごせる工夫

* 感染症への不安からひろばを利用せず、人混みを避けて公園などで過ごす親子も多くなった。安心して過ごせるひろば運営を心がけ、予約制から段階的に開館、利用者を巻き込みながら感染症対策などの環境整備も行った。来館につながりにくい層へはSNSでひろばの様子を伝えたり、スタッフが地域の公園等にアウトリーチし、親子の声を聴いたり声をかけていくことによって、情報提供や初来館のきっかけづくりもできた。

* 子どもが遊びこめるような環境設定や少人数で過ごすことができる空間を作ったことで、子どもだけでなく大人にとっても過ごしやすいひろば環境を整えた。

* 生活様式や働き方の変化等を受けて、ひろばでの休息を求める声の高まりにより、お互いに子どもを見合ったりしながら、毎日ひろば内で休息できる時間を創ることで、その時間を狙って来所される方やそれをきっかけに一時預かりを利用する方も増えた。

* 災害対策については、毎月ひろばで利用者と共に避難訓練を行うことに加えてスタッフが町内会主催の訓練に参加することで地域の災害対策について利用者と共有した。

様式1-1 地域子育て支援拠点事業評価シート

2 プログラムのオンライン化と利用者が先輩となる体験活動の実施

* 日常のひろばと各家庭をオンラインでつなぎ、演奏や読み聞かせなど交流の場を促進した。妊娠期家庭が参加できる「ちょこっと育児体験会」において近隣の保育園と協働でオンライン講座を行った。「両親教室」ではコロナ禍を契機にオンライン化を進めたことで、感染への不安のある方や体調不良の方も自宅から参加できる利点があった。オンラインでは難しい体験の場の確保として、ひろばで個別体験ができる案内を参加者全員に郵送したことで多くの方の来館につながった。

* コロナ後はリアルでの参加希望が多くなっており、先輩家庭との座談会も復活したことで、地域で子育てする仲間がいることを実感してもらえる機会となっている。集団が苦手な方や場に来づらい方にはオンライン開催も含めて選択肢があることを発信し、参加機会につながった。

* ひろばのプログラム「あっぷっぷ」(2～4か月の第1子対象のプログラム)を公立保育園にて、「のびのび月曜日」(以下、「のび月」;閉館日に少人数で過ごせるプログラム)を障害者スポーツ文化センターにて、「助産師とみんなの知恵袋」を地区センターにて開催するなど、拠点以外の場で開催することで、拠点から離れた地域の親子や拠点に来づらい層への参加につながり、拠点の未利用者に対しても利用のきっかけ作りの場を提供できた。

3 多様な人が来館できる場の創出

* 日曜日に地域で過ごす場所の開放として、就労家庭がより利用しやすいように両拠点で隔月1回ずつ日曜開館を実施した。就労家庭が多く来館し、育休中の家庭に保育園生活の経験を共有する等交流が進んだ。

* コロナ禍では、ひろば内での活動を控えるシニアボランティアも増えたが、オンラインや電話連絡等で、つながりや関係づくりを絶やさなかった。庭の手入れや散歩の付き添いなど外での活動を増やすことで安心して活動を継続してもらうことができた。また、在宅勤務となり自宅で過ごす人が増えたことにより、地域でボランティア活動を始めたいとの問合せも増えたため、希望者に向けた活動一覧リーフレット

「DOORS」を作成した。コロナ後も多くの問い合わせがあり、自分の特技や強みを活かした活動につながる裾野を広げることができた。

* 就園、就学後の家庭がボランティアとしてひろば環境を整えてくれたり、男性を含むひろばサポーターが父親の座談会実施や遊びの見守りなどで活躍する場となったことで、子どもの遊びの幅が広がったり、親にとっても頼れる存在ともなり居心地の良さにつながった。

* 2年間、開催できなかった地域開放行事を自治会町内会やボランティア等の協力のもと、施設内で開催期間や形態を変えて開催した。区内地域作業所の物販先がないことの課題解決をきっかけに協力の輪が広がった。施設外での地域開放行事も地域の方々の協力のもと4年振りに再開し、拠点に来館したことが無い家庭にも拠点を知ってもらう機会となった。また、拠点を卒業した世代との再会も多く、いつでも戻ってこられる場所であることを伝えられる機会でもあった。

* 就学後の家庭向けの食を通したつながりの場として継続してきた自主事業「たべ～る”ば”」の実施が、コロナ禍で難しくなったため、ひとり親家庭に向けて月1回食品を配布する「シェアねっと」を実施。民生委員・児童委員をはじめ、地域の方が食品などの寄付をしてくれたことにより、間接的ではあるが地域の方の想いや支えを感じてもらえる機会ともなった。コロナ後、ひとり親家庭からの声を受けて、配食に加え夕食を囲む会を実施再開した。ひとり親家庭向けとは打ち出していないため、特別感がなく、ひとり親家庭や里親家庭など就学後の家庭を含む多様な層の参加につながった。参加者も運営側として交わることで、支える側、支えられる側としての関係性ではなく、双方向での交流にもつながった。

* コロナ後の交流を意識して立ち上げた利用者が主体となり拠点の未来について考える「どろっぷみらいカフェ」は、現在はコアの利用者がメンバーとなり定期的に継続実施している。利用者アンケート結果を共有するなど利用者目線での環境設定や情報発信、企画が増えたことで多様なニーズに対応することができた。

* ひろばを面会交流の場として活用してもらえたことで、子どもの育ちを親と共有するとともに、安心して見守れる場としても機能することができた。

4 ひろばでの一時預かり事業(ひととき預かり)の開始

* ひろばでの一時預かり事業が始まり、申込予約をシステム化することで利用者がアクセスしやすい環境を整えた。理由を問わず、1時間から利用できる預かりで、初来館のきっかけとなった。預かりの様子を見られることで、潜在ニーズのある方の利用につながった。

* 子どもは通いなれた場所で家族以外の人に愛着を持って関わってもらう経験ができた。養育者は第三者を頼り子どもと離れて過ごす時間を持つことで気持ちに余裕が生まれ、また、保育者から保育中の子どもの様子を聞くことで子どもの新たな一面を発見することができ、養育力の回復とともに子育てを肯定的に捉えられる機会となった。

様式1-1 地域子育て支援拠点事業評価シート

評価の理由（区）

- ・地域子育て支援拠点等の地域の子育て支援の場を妊娠期から利用するきっかけづくりのために拠点や地域ケアプラザ等身近な地域で両親教室を開催した。また、令和元年度からは、ウェルカム「こうほく・にんしん・あんしん」キャンペーン（「引換チケット」や「子育てひろば体験チケット」）を実施した。家庭訪問や乳幼児健康診査で拠点の利用を積極的に周知した他、初めて拠点に出向く親子に同行してひろばにつながるよう支援した。
- ・障害児、多胎児、ひとり親、養育支援が必要な家庭に対しては、地区担当保健師から利用を促し、必要に応じて同行するなどして、拠点の利用につなげている。共働き世帯にも土日の開館を周知し、利用を促した。
- ・区・拠点定例会（以下、定例会）や利用者支援定例会等で、拠点利用者のニーズや地区担当保健師が把握している地域のニーズを共有したり、毎年4か月児健康診査時の妊娠中から産後についてのアンケート（以下、「4か月児健診アンケート」）を実施し、ニーズ把握に努めている。
- ・拠点で行われている養育者同士の交流や人材育成の取り組みについて、定例会等で意見交換し確認している。養育者支援の取組みの一つとして、公立保育園と連携し、「あっぷっぷ」が開催できるよう、公立園長会との調整を行った。

拠点事業としての成果と課題

（成果）

- ・共働き世帯が増え、利用者ニーズの高まりによりに日曜開館を実施した。共働き世帯の利用者が先輩家庭として経験談を伝えることで、他の利用者と相談、課題解決し合う機会を作ることができた。夫婦一緒に講座に参加したい家庭が増えている現在のニーズに合わせ、週末を中心にプログラムを組み立てたことで妊娠期からの夫婦での参加が増加した。
- ・ウェルカム「こうほく・にんしん・あんしんキャンペーン」（「引換チケット」や「子育てひろば体験チケット」）と両親教室を実施することで、区内の親と子のつどいの広場へのつながりを作った。横浜市助産師会、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場の多職種が協力して港北区全体で妊娠期から迎える取り組みができた。
- ・オンラインの活用により、コロナ禍においても、プログラムを実施することができた。また、日常のひろばでの交流もオンライン参加の家庭と双方向のやり取りを通してつながり、孤立化を防ぐことができた。コロナ後の交流を意識して立ち上げた「どろっぷみらいカフェ」を継続開催できた。利用者目線での環境設定や情報発信、企画が増えたことで多様なニーズに対応することができた。
- ・感染対策を徹底し、そのことをホームページやSNSを通して利用者に加え区民に伝えることと、利用者同士が譲り合いながら利用したこと、来館者が減少しなかった。感染状況をみながら段階を踏みつつ、徐々に日常のひろばに戻す工夫をした。
- ・外国につながる家庭向け、「のび月」などのプログラムを実施することにより、配慮の必要な養育者と子どもが同じ境遇の仲間や先輩家庭とのつながりを通して利用しやすい居場所にすることができ、継続した支援につながった。利用者からの声を受けて、「のび月」に参加していた家庭が継続して集える場として同窓会も始めた。
- ・ひろばでの一時預かりの実施により、一時預かりの利用者がひろばでの他者との関わりや遊びの経験を通してひろばにつながるきっかけとなり、拠点を利用する選択肢が増えた。

（課題）

- ・共働き世帯への支援として、保育園入園前や入園後の家庭に向けての取り組みを実施することで、ライフステージが変化しても戻れる場としての発信を強化していく。
- ・価値観や家族のあり方など多様化している利用者のニーズに対応していくため、利用者の背景理解に加え、支援者の知識とスキルを深める必要がある。港北区の課題に合わせた支援や事業展開を考え、実施していく。
- ・保育園で実施している「あっぷっぷ」や障害者スポーツ文化センターでの「のび月」について、積極的に周知し、関係者と連携していくことで、拠点に来館しづらい層にもアプローチしていく。
- ・ひととき預かりの利用者ニーズに供給の枠が追いついていないこと、専用スペースが無いことも課題。親と離れて過ごす子どもが安心して眠れる場所など、保育者とともに落ち着いて過ごせる専用スペースの必要性が課題。
- ・「よるによる会」（自主事業で開催している夕食を囲む会）の開催日程の在り方や実施内容については検討が必要。
- ・「4か月児健診アンケート」、「どろっぷ利用者アンケート」の調査結果などから把握したニーズを支援関係者や利用者とも共有し、地域支援や事業に活用していく。

振り返りの視点

- ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。
- イ 居場所を訪れる様々な利用者（養育者、子ども、ボランティア等）の間に、交流が生まれるように工夫しているか。
- ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。
- エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。
- オ 把握されたニーズを区子ども家庭支援課や関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。
- キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気付き、学ぶ機会を提供する場となっているか。
- ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。

2 子育て相談事業

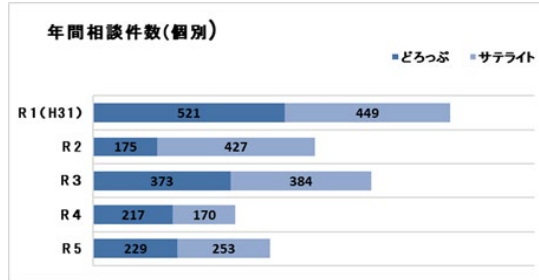
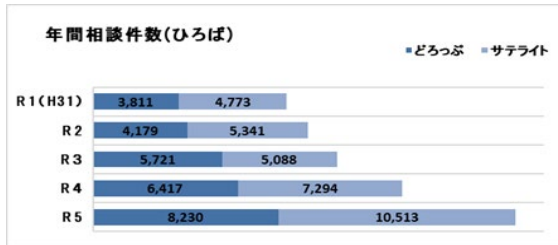
目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①養育者とスタッフの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	・人との関わりを持つのが苦手な親、また集団に入るのが苦手な子どもも多く、それらのフォロー。 ・「産後うつ」の相談が増えてきているので、その受け止めとその後のひろばへのつなぎ ・多機能を生かした相談支援	A	A
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。		B	A

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

- * コロナウイルス感染症拡大防止によるひろば休館時(R2.3~5)の個別相談は電話相談を中心に行った
- * 個別相談の件数には、専門職が関わるプログラム時の相談件数も含まれる

◆ 年間相談件数



◆ 項目別相談件数

	健康				
	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぶ	96	176	243	595	560
サテライト	263	493	375	357	1,422
	発育				
	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぶ	163	318	455	849	629
サテライト	188	238	176	592	1,237

	親自身				
	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぶ	224	328	495	1,011	843
サテライト	355	709	354	709	1,157
	親の仕事				
	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
どろっぶ	45	118	110	368	452
サテライト	104	114	130	317	526

1 拠点の利用有無にかかわらず、つながるための選択肢を増やす

- * 感染症拡大防止の自粛生活により気持ちの発信までも止まらないように、臨時休館中の玄関口に様々な工夫をした(誰でも書き込みできるノート・掲示板を設置)。ひろば利用に至らない方々が相談につながるための機会づくりに注力した。
- * 公園まわりなどアウトリーチをし、何気ない日常会話から傾聴し養育者に寄り添うことで、相談と意識していない日常的な困りごとや気持ちに対しての情報提供や資源紹介を行った。出会いがきっかけとなり、その後の来館や相談にもつながった。
- * 相談問合せメールやオンライン個別相談は、心理的・環境的に来館が難しい方にとっての選択肢となり活用されている。初回のコンタクトが取れたことで、信頼関係への一歩となり、その後もオンライン利用や来館につながり、継続フォローができています。問合せメールは、開館時間外の受信が多く、相談者のタイミングに合わせて、受け入れることができた。
- * 相談を入口とした一時預かりの情報提供、利用調整を即時に実施したことで拠点利用につながり、継続見守りや信頼関係が築きやすくなった。
- * 土曜日に臨床心理士の相談を定期的に設けたことで、保育園や幼稚園に就園した後も場に戻れるきっかけとなっている。

様式1-2 地域子育て支援拠点事業評価シート

2 当事者のエンパワーメントを意識したグループ支援、ひろばへのつながり

* ひろばでの利用者の声から、「40歳代の会」、「20歳代の会」、「1歳児前後の会」などを実施。同じ思いを抱えている人の存在を知りえたことで、ひろばへの愛着が生まれ、場への参画意識が高まった。

* ダブルケア、ひとり親家庭、求職・就労に対する座談会は、そこから見えてきた子育て家庭の現状を関係機関と情報共有することで継続実施につながった。新規の場としてハローワーク港北マザーズコーナーのひろば相談やひとり親サポートの専門職員も参加した座談を設定し、多様化している相談者のつなげ先をひろげることができた。また相談をきっかけとして拠点に戻っている。

* 父親の声をもとに、平日の父の会を実施。育休中の父親が集まる機会となり、日常の過ごし方等について話を深めることができた。

* SNSの情報だけではなく、対話による当事者間のつながりが自身の悩みの解決に必要であることを利用者自身が感じることで、拠点利用の動機づけにつながった。また、その場にボランティアや先輩家庭にも参加してもらうことで、専門知識に加えて、多様な生活モデルに触れ、自己選択、自己決定する必要性の意識が芽生えた。

3 利用者対応に活かす相談の振り返りと専門機関との連携

* 多機能を利用する親子に対して、職員間の共通理解を深められるよう、日常の振り返り・カンファレンスの持ち方を工夫し実施。日常的な情報交換が密になり、継続的、かつ柔軟な対応につながった。

* 拠点が多機能化してきたことにより、相談内容が幅広くなってきたため、横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター、面会交流支援団体、ハローワーク港北マザーズコーナー、地域ケアプラザなどとの情報交換や連携を深め、相談者へのつなぎを行った。

* 保育・教育コンシェルジュ出張相談会や両親教室など、専門職との連携開催によるプログラムは、年間を通しての振り返りを行うことで、相談傾向の把握・共有をするとともに、今後の方向性を議論する機会となった。なかでも、両親教室での振り返りは、「4か月児健診アンケート」も含めた分析結果を5か年共有し、産後うつの予防も含めた事業実施の連携を深めている。

評価の理由（区）

・乳幼児健康診査や母子訪問、赤ちゃん会などの際に、地域子育て支援拠点で気軽に相談できることを紹介し、必要な場合は区保健師が間に入り拠点とのつなぎをしている。産後うつが心配される養育者に対しては、一時預かり事業や横浜子育てサポートシステム、産前産後ヘルパー派遣事業等につなげ、養育者の育児負担軽減を図ってきた。特に令和3年度からは、拠点での一時預かり事業がスタートしたことにより、相談支援につなぎやすくなり、連携して支援を行なうことができた。

・利用者支援定例会などの定例会にて、相談対応の振り返りを行い、助言や情報共有を行っている。必要な際は、地区担当保健師につなぎ、継続支援を実施した。また、母子Co・子育てパートナーとの連絡会、「ぎゅっと」（親と子のつどいのひろばネットワーク会議）においても事例検討を行い、それぞれの立場での役割や相談を受けた際の連携のタイミングについて共有することができ、関係機関へのスムーズなつなぎができていく。加えて、日頃相談を受ける拠点職員向けに、子どもの発達等の相談に必要な知識について研修を実施した。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・コロナ禍ではメール相談も開設したことで、開館時間以外にもアクセスでき、利用者が選べる相談ツールの選択肢を増やすことができた。
- ・一時預かり利用の予約の際には、丁寧に養育者の意向を聞き取り、相談支援につなげることができた。特に緊急の対応を必要とする養育者の相談に対して、速やかに一時預かりの利用を促すことができ、多機能を活用した支援につなげることができた。
- ・商業施設や親子の居場所などでの出張相談を増やし、周知・広報を行った。
- ・ダブルケア、ひとり親家庭、求職・就労に対する座談会から見えてきた子育て家庭の現状を関係機関と情報共有することで継続実施や新規の場を設定することができた。専門職との連携を強化することで、日常の場で利用者ニーズにワンストップで対応できる体制を構築することができた。
- ・相談ニーズに応じて日常の場でテーマを定めず小グループで自由に意見交換する等のきっかけづくりの場を設けることができた。
- ・父親の声をもとに、平日の父の会を実施。育休中の父親が集まる機会となり、日常の過ごし方等について話を深めることができた。
- ・「ぎゅっと」では、事例を共有し一時預かり施設とそれぞれの立場での役割を確認する機会を持ったことで相談内容に応じてスムーズに関係機関につなげることができた。

(課題)

- ・コロナによる子どもの発達への影響について、今後どのように取り組んでいくか、区役所が把握している状況も踏まえ検討していく必要がある。
- ・父親（パートナー）の意向を聴きながら、子育てに向かうための環境づくりや日常感じていること等を発信できる場づくりにこれからもより力を入れていく。平日の父の会を実施することで、育休中の親の相談傾向や現状課題などを捉えていく。
- ・一時預かりの枠が利用者ニーズに対して充足されていなく、利用者側が必要と感じるタイミングでの利用が難しい。
- ・シェアねっとに登録している方の背景にある生活しづらさ（生活困窮、障害、DV被害）に寄り添える相談や居場所等での機会づくりや関係機関との連携が必要。
- ・タブレットを活用した情報発信は事業周知に留まっているため、活用しきれておらず、工夫が必要。また子育て家庭に加え、支援関係者への事業周知や情報交換の機会なども必要。
- ・多様な相談ニーズに対応していくために、区役所と連携しながら、医療機関や児童相談所などの専門機関、学校などとも情報共有できるような関係性の構築。
- ・夫婦だけで抱え込まない家族全体を支えるための支援者間の連携に加え、アプローチについては、当事者からの声をもとにより具体化していく。

振り返りの視点

- ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。
- ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。
- エ 区子ども家庭支援課との連携のもと、各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。
- オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、区子ども家庭支援課と相談しながら適切に対応しているか。
- カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。

3 情報収集・提供事業

目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	・ココアプリの安定運用 ・効果測定、機能の充実検討 ・情報発信ツール（アプリや紙媒体）を効果的に使うための利用ニーズの把握（主に情報アクセスの状況）に、更なる工夫が必要なこと。	A	A
②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。		B	A
③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。		A	A

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

◆ ココアプリ実績

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5	
ココアプリ登録	4,400	4,500	4,680	5,556	6,215	延べダウンロード数
情報配信数	1,109	712	961	1,124	1,381	配信している情報の年総数
プッシュ通知数	1,800	2,160	2,580	2,055	—	プッシュ通知数平均数
アクセス数	15,600	8,900	6,600	1,099,935	1,003,499	毎週木曜の通知日に閲覧されているページ数

アクセス数は、プッシュ通知不具合のため、R4年度より、総アクセス数を記載。
(R3年度までは通知日のアクセス数を記載)

◆ 令和5年度 登録者数等

支援メールニュース登録数 (メールリスト登録数:LINE登録数)	137,207
HPアクセス数(PV)	248,396
(ページ訪問数)	44,795
あつとどろっぶ季刊紙 年2回	3,000部 /50か所

	どろっぶ	サテライト
Instagram フォロワー数	2,071	2,030
Instagram 投稿数	1,347	1,006
X(Twitter) フォロワー数	393	475

◆ 情報ツール一覧

1. HP	カレンダーや初回利用者の方に向けた発信、事業内容の周知。
2. ココアプリ	地域イベント情報の発信、ネットワークを活用した情報発信
3. Instagram	地域訪問報告、ひろばの様子(ブログからの住み替え)、イベントの告知、ひととき預かりの空き状況
4. Twitter	館内の混雑状況、臨時休館などのみ発信
5. メールリスト	monaka/MOMOへのお知らせ 支援メール配信
6. LINE公式	monaka/MOMOへのお知らせ 子育て支援者向けメールニュース(名称変更予定)
7. Note	法人からのお知らせ(行政に関すること※)、全国の情報 どろっぶからのお知らせ((※)の抜粋版、地域の情報)

* monaka/MOMO 利用者の自主ボランティア活動グループ

1 柔軟な情報提供や情報共有

* ココアプリを活用して、急な開催変更・中止などを含めた情報を柔軟に、広く区民に届けることができた。変更情報の提供があることで、区内の開催状況などを迅速に把握することができた。コロナ禍でも、継続した関係性があったため、地域の方々から直近の状況とともにオンラインの活用や予約制の申込み方法の相談などが寄せられ、柔軟に対応することができた。

* 緊急事態宣言前後は地域イベント開催状況一覧表を発行し、主任児童委員や区内関係機関と情報共有を図ることで、運営側の想いとともにも実態把握をすることができた。

* 既存のネットワークの活用や新たなネットワークの構築の中で保育園・幼稚園にも広報し、地域活動をする様々な方の協力が得られたことで、直接投稿や毎週のお知らせの件数が増加した。

2 オンラインを活用して来館に変わるつながりを継続

* ひろばの臨時休館やプログラムの中止期間も、親子のニーズなどに応じて、各種プログラムをオンラインで開催することで、交流できる場を創ることができた。

* 特に両親教室は、妊婦が外出を敬遠する状況だったため、オンライン化を早急に対応した。参加者からも、周囲に同じ仲間がいることへの安心感の声が挙がるなど、不安軽減にも効果が得られた。外出が不安な方などオンラインだからこそ参加できた方もいたため、自宅安静や入院中、夫婦別端末からの参加、多様な時間帯での開催など、コロナ終息後も併用していく良さを感じることができた。

* 各種会議もオンラインを活用することで、「ぎゅっと」、関係機関、拠点間でも会議や打合せ等を行うことができた。コロナ禍で増えたオンライン研修も積極的に受講することで、職員のスキルアップにつながった。

* オンラインひろばとして、読み聞かせや誕生会の開催などのスキルの習得により、天候不良や来館が難しい方への対応も含め利用者への選択肢を増やすなど、臨機応変な対応ができた。

3 多様な情報発信

* ホームページの2度目の改訂を実施。利用者でありデザイナーとして地域で活動している方に依頼し、地域企業の協力でより見やすくアクセスしやすい構造のホームページを作ることができた。

* Instagram（プログラム・ひろば紹介）やTwitter（混雑・開館状況）を場面に応じて活用し、利用しやすい形態を選択できるよう、より多くの人に情報が届きやすくなる工夫を行った。noteの定期的な更新を行ったことで、事業やプログラム等の成立や趣旨などを幅広い層に向けて発信することができた。

* 全プログラムのオンライン申込みができるように設定したことで、開館時間以外の時間帯や新規利用者のアクセスにつながった。

* 紙媒体を削減し（「あっとどろっぶ」の季刊誌化など）、ニーズに合わせてWEB媒体に移行することで、多様な層に情報を届けることができた。紙媒体が必要な層に対しては、状況に応じて対応した。

4 ココアプリをきっかけとした情報発信の活性化

* ココアプリの改訂が進み、情報提供側が直接投稿できるフォームが完成したことで、情報発信の利便性ととも、多様な団体からの情報が随時届くようになり配信内容がより豊かになった。

* オンライン会議を活用し、コロナ禍でも編集会議を止めることなく、定期的な子育て支援に関わる多様な方と情報交換をする場を持つことができた。編集会議では参加メンバーから年間テーマを集めて会議を行うことで話を深めることができた。

* ココアプリの他区展開で、戸塚区で「とっとの芽アプリ」ができた。

* 18区拠点での情報担当スタッフが定期的集まり、情報共有部（ネットワーク）が発足し、市域での情報発信について共有する場を持ち、研修なども実施することができた。

評価の理由（区）

・ 乳幼児健康診査、赤ちゃん会、子育て支援者会場、こんにちは赤ちゃん訪問、家庭訪問、母子健康手帳交付面接等で地域子育て支援拠点の情報提供機能について積極的に周知している。拠点のホームページが変更となり利用者目線で見やすくなり、ココアプリとともに拠点の案内時に利用をすすめている。月1回のココアプリの編集会議に参加し子育て支援にかかわる関係者で集まり、情報の集約の場となっている。特に、子育てサークルや主任児童委員の実施するサロン等の活動については、情報発信について引き続き支援できると良い。

・ こんにちは赤ちゃん訪問員を通して、拠点を紹介し、来館につながっている。子育て支援者の定例会や主任児童委員連絡会等の参加を調整し、情報を共有することで、担い手からの情報発信につながった。こうほくnetほいっぶ（区内ひろばから選出された子育て当事者グループ）が作成した拠点の紹介動画を両親教室で流すことで、活躍の場の提供をしている。子育てに関するアンケート（支援者向け）より拠点と一緒に取り組んだこととして子育て情報の発信がもっとも多い回答となっている。一方で3割以上が今後一緒に取り組みたい内容としてもあげているため、より一層養育者や担い手が情報収集・提供にかかわるような仕組みを検討していく必要がある。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・コロナ禍での感染状況を鑑みながら、利用者・担い手に向けた情報発信のオンライン化を推進した。特に子サポの入会説明会のオンライン化については、コロナ禍で来館しづらい層に向けても利用につなげることができた。
- ・SNSによる情報発信の強化、コロナ禍での情報収集の手段としてココアプリによる開催変更に合わせてSNSを活用することで、区民に向けて即時的な対応をすることができた。
- ・ココアプリの安定的な運用により、区内の様々な子育て情報を幅広く提供できた。
- ・拠点利用者のスキルや意向を取り入れながら、ホームページの大幅な改訂をしたことで、スマートフォンでも見やすいデザインにした。見やすくなったことでアクセス数や問合せも増えた。
- ・利用者の声を受けて、Instagram（プログラム・ひろば紹介）やTwitter（混雑・開館状況）を場面に応じて活用し、利用しやすい形態を選択できるよう、工夫を行った。noteの定期的な更新を行ったことで、事業やプログラム等の成立ちや趣旨などを幅広い層に向けて発信することができた。
- ・横浜市のシステム構築に向けては、選定区（泉・戸塚・青葉・神奈川・港北）として、課題共有の場やワークショップへの参加、18区案の取りまとめなどに参加し、円滑な移行に向けて拠点全体として尽力した。

(課題)

- ・拠点システムの導入によるスムーズな移行とともに、多様化した情報（紙媒体、他ツールなど）の実態把握と子育て家庭に届ける情報の一元化を目指し、整理をしていく。
- ・すでに発信している情報について、更に利用しやすい形態や現状に合わせた更新、バージョンアップが必要。
- ・対面での情報発信も大切なため、子育てサークルなど担い手がより一層、情報収集・提供にかかわるような仕組みを検討していく必要がある。
- ・地域の担い手から養育者へ情報提供していくために、拠点の事業内容や区内子育て情報について、更にSNSを併用しながら、地域の担い手に向けて定期的に情報提供していく。
- ・子育てサークルや主任児童委員の実施するサロン等の活動については、団体の意向を聞きながら情報発信の仕組みや工夫を検討していく。

振り返りの視点

- ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。
- イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。
- ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。
- エ さまざまな子育て支援の場に出向いて収集した具体的な情報や、関係機関及びネットワークを通じて得た情報を養育者や担い手に提供しているか。
- オ 拠点の情報収集・提供機能を幅広く区民に周知しているか。
- カ 養育者や担い手から拠点に情報が届けられる仕組みや工夫があるか。
- キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。

4 ネットワーク事業

目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	・幼稚園、保育園との連携については、共通の課題意識を持ち実働できるネットワークが未整備。 ・共通の地域福祉課題（担い手の人材不足等）について、各分野（子育て支援・保育・高齢・障害等）が横断的に解決に向けた検討や提案ができるプラットフォームが必要。	B	A
②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。		A	B

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

◆コロナ禍におけるネットワーク会議、プログラム等のオンライン開催一覧

名称	対象	
ぎゅっと	港北区ひろば運営メンバー	※)宣言等適用期間のみオンライン開催
コアアプリ編集会議	子育て支援に関わる方	
ななつから...	障がい児支援に関わる方	宣言等適用期間のみオンライン開催
両親教室	プレパパ・プレママ	
両親教室巡回	両親教室開催に関わる方	
大綱中学校ふれあい体験	大綱中学2年生全生徒	
横浜子育てサポートシステム(子サポ)入会説明会	子サポ利用・両方・提供会員	
横浜子育てサポートシステム(子サポ)予定者研修	子サポ両方・提供会員	宣言等適用期間のみオンライン開催
ココサロン	子サポ両方・提供会員	
バリアフリー基本構想意見募集会	ひろば利用者、地域の方	
こぼくnetほいっぷ	ひろば利用者	宣言等適用期間のみオンライン開催
助産師とみんなの知恵袋	未就学児親子	宣言等適用期間のみオンライン開催
あぶつぷ	生後2か月~4か月児と保護者	宣言等適用期間のみオンライン開催
あぶつぷ/離乳食おしゃべり会	0歳児と保護者	
ちよここと育児体験会	プレパパ・プレママ	
出産準備プログラム	プレパパ・プレママ	宣言等適用期間のみオンライン開催
パパ講座	0~3歳児を持つ父親	宣言等適用期間のみオンライン開催
未就学児セミナー	主に未就学児保護者	
1歳前後の座談会	主に0・1歳児と保護者	宣言等適用期間のみオンライン開催
オンラインひろば	ひろば利用者	
のびのび月曜日	ひろば利用者	R3年度は通常開催
太尾宮前まちづくり運営協議会定例会	地域・子育て関係者	R3年度は通常開催

※)宣言等適用期間:新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令期間、及びまん延防止等重点措置適用期間

◆出張ひろば 出張ひろば事業 令和4年度(3月)より実施

R5年度利用実績

開催日数 (年間合計50回)		
オルタナティブ館	727名	(大人:408名 子:319名)
ダッドウェイラーニングセンター	773名	(大人:429名 子:344名)
年間総利用合計	1,500名	

年齢別利用実績

オルタナティブ館	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
開催日数	2回	2回	2回	2回	4回	2回	2回	3回	2回	1回	2回	2回	26回
0歳児	11	6	12	9	19	12	7	17	6	2	6	9	116
1歳児	8	14	7	13	19	12	9	27	15	8	10	17	159
2歳児	1	3	2	1	10	3	2	2	4	2	1	1	32
3歳児	0	2	0	2	0	1	1	4	0	0	0	0	10
4歳児以上	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2

ダッドウェイラーニングセンター	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
開催日数	2回	2回	3回	2回	0回	2回	2回	2回	2回	2回	3回	2回	24回
0歳児	17	14	20	22	0	12	19	13	17	17	17	8	176
1歳児	6	1	11	9	0	10	14	19	15	19	24	15	143
2歳児	2	3	3	1	0	0	2	3	1	1	3	0	19
3歳児	0	0	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	5
4歳児以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

1 支援者側の関係の保持とニーズ調査の充実とさらなる共有

* コロナ禍では、活動実践者の情報交換やできることを相互に模索するため、オンラインを駆使して各種ネットワークを絶やすことなく継続した。

* 妊娠期支援については、年間60回の両親教室の開催を多職種連携で協働実践し、参加者である妊娠期家庭を中心に据えて、コロナ禍でも中止にすることなく継続できたことは大きな成果である。

* オンラインでの両親教室を継続しながら、沐浴体験をひろばで再開した。また、沐浴体験の申し込み方法も電話からweb予約にしたことで、開館時間外の申し込みが多くなり件数も増えた。先輩家庭との交流もしつつ、数組の妊娠期家庭が集うことで仲間づくりの場にもなった。

* 「4か月児健診アンケート」結果の共有を区と協働であらゆるネットワークの場行った。回収が一定期間となるが、アンケート結果から読み解ける効果や成果（産前からの支援、産後の家庭状況の把握）から、親子のニーズや今後の取り組みの目指すべき方向が明確になった。

2 区報掲載・セミナー開催を機に高まった当事者間のネットワーク

* 「ななつから…」(障がい児サークル、地域訓練会等が集って情報交換による課題解決を継続してきたネットワーク)が、区の働きかけによって、広報よこはま港北区版での見開きの団体紹介枠を持てたことで、それぞれの団体・ネットワークとして大事にしたいこと等の理念を相互理解し、紙面づくりができた。その結果、団体活動の意義や価値を区民に届けることができた。

* 区民(主に障がい児を持つ家庭)を対象に、「ななつから…」主催のオンラインセミナー・勉強会が開催され、参加者だけでなく関係機関からの関心が高まり、子育て家庭の現状を共有することができた。

* コロナ禍以降は、「ななつから…」のメンバーが主体となり当事者家庭が先輩家庭と気軽に話し合える相互交流の場(「ななつから…」プラス)を実施した。先輩家庭の経験談や関係機関の方が地域情報等を伝えられたことで、継続参加に繋がった。聴くだけでなく伝える側ともなり、当事者同士での支えあいの循環が生まれた。さらに地域ケアプラザからの協力が得られ、拠点から遠い地域の方も参加できた。

様式1-4 地域子育て支援拠点事業評価シート

3 保育園、小中学校との連携継続とさらなる拡充への見通し

* 公立保育園園長会への継続的な参加を行い、産後のプログラム「あっぷっぷ」等を保育園で実践することについて検討を続けた。区社協所管の保育所分科会では、『地域子育て支援の今』を拠点側から発表し共有する場を持つことで、子育て家庭の現状や支援体制についての共通理解を深めることができた。

* 小中学校と実施してきた「触れ合い体験事業」は、コロナ禍では一部オンラインで試行。オンラインでも互いの状況理解や交流のきっかけづくりとなり、確実に次につながる手応えを得ることができた。

* 触れ合い体験事業の取り組み成果等を学校や支援関係者と共有し、市立高等学校、市立中学校、市立小学校で実施した。小中合同校長会での成果効果の共有、メディア等での紹介を通じて、触れ合い体験事業の今後の普及啓発にむけてのアプローチができた。その結果学校や支援関係者とも事業理解が進んだ。

4 団体支援を通じた多世代からの応援によるネットワークの拡がり

* 「宮前まちづくり協議会」（大倉山地区）ではオンライン会議を行いつながりの継続を図った。「綱島子育てネットワーク会議」（綱島地区）では地域情報一覧を作成し幼稚園・保育園にも共有した。

* 2年間、開催できなかった地域開行事については、両拠点内で日頃から協力いただいている関係性やネットワークを活かすことができ、利用者親子と地域の方との接点や融合の場を持つことができた。

* 区の老人クラブ連合会が定期的に拠点やひろば利用の子どもへのお土産を折り紙で作成してくれたことで、間接的ではあるが、異世代交流にもつながった。

* 各種地域イベントの再開に向けてのサポートなど、地域の中のつながりの継承や子どものために取組みたいという想いを持っている貴重な人材をネットワークや情報発信機能を活かして多面的に応援することができたのは成果である。

* ひとり親家庭支援推進のためのネットワーク会議を発足し、関係機関、地域関係者等との情報共有ができた。その結果、親子の現状理解とともに、夕食の会（自主事業）では地区社協からの協力も得られた。拠点から離れた地域での食支援のネットワークにも参画し、実働に向けた情報提供などを行った。

評価の理由（区）

・ 「ぎゅっと」では、親と子のつどいの広場と共に現状把握、課題認識の共有を図り妊娠期からの切れ目のない支援を地域展開している。妊娠後期に配布する新たな資料を拠点と共に作成し、拠点の妊娠期プログラムへのタイムリーな周知を図った。

・ 障害児関係や地域で開催する会議では各団体の活動からの気づきや課題を共有する場を拠点とともに定期的に開催し課題の検討や対応についてすすめている。

・ 各会議ではネットワークが強化され、情報収集や共有を図ることができている。会議体によっては利用者を地域につなぐためのさらなる工夫や地域の子育て支援活動を活性化するよう支援を継続している。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・拠点で実施していたプログラムを障害者スポーツ文化センター、公立保育園、地区センターと連携して実施することにより、子育て家庭の課題を関係機関と共有するとともに、拠点から離れた地域のより多くの養育者を子育て支援の場につなぐことができた。
- ・「ぎゅっと」を年3回開催し、子育て支援の現状や課題を共有し、特に妊娠期から身近な地域にある子育て支援の場につながる仕組みづくりや迎え入れについての取り組みに注力できた。子どもの人権について改めて共有する機会や意見交換を実施し、担い手の活動を支援している。取組を通して、親と子のつどいのひろばや乳幼児一時預かり事業実施施設等、施設同士が互いの事業を理解し円滑に連携がとれるようになった。
- ・「4か月児健診アンケート」の結果を関係機関や支援関係者と共有した。アンケート結果から、現状課題を踏まえた今後の取り組みの目指すべき方向が明確になり、ひろばプログラム等にもつなげることができた。
- ・コロナ禍では幼稚園や保育園、医療機関などとの連携の再開、情報共有の場と併せて取り組みを検討した。幼稚園、保育園とは、共通の課題意識を持ち実働できるネットワークづくりに取り組んでいる。障害者スポーツ文化センターや地域ケアプラザ、公立保育園でのプログラムを開催することで、拠点から離れた地域へのアプローチとともにネットワークを強化している。
- ・箕輪地区においては、ネットワーク会議の中で地域課題を共有し、継続した関係性を確立できた。また、新横浜地区では、多様な主体とのネットワーク会議を実施。親子の孤立感を共有し保育園を含む施設間で連携することで、出張ひろば事業が情報発信としての機能を高めていくとともに、地区全体で親子を受け入れていく意義を共有することができた。
- ・拠点利用を卒業した小学生や触れ合い体験事業を経験した学生がボランティアとして関わり、更にふれあいを深めるとともに、学生にとっての放課後や土日の居場所にもなっている。

(課題)

- ・幼稚園や保育園とは園長会に出席するなど事業理解を深めつつある。医療機関等と連携の再開を情報共有の場と併せて検討していく。
- ・オンライン講座でつながった養育者を地域の場につないでいくことを引き続き丁寧に行っていく。そのための区全体の仕組みづくりが必要。
- ・触れ合い体験事業の取り組みをさらに区内の学校に仕組みとして広げていけるよう地域の関係者と連携していく。
- ・障がい児家庭や多胎児家庭などの社会参加に繋がる移動支援の仕組みづくりが必要。
- ・蓄積してきたネットワークごとのニーズや地域課題を見える化し整理していく。
- ・地区支援、事業の展開、方向性を実働段階においても確認、振り返りを行いながら引き続き地域の関係者と連携していく。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、連携促進に取り組んでいるか。
- イ 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。
- ウ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。
- エ 養育者を身近な地域の子育て支援の場につなげているか。
- オ 子育て支援活動に関心のある方を丁寧に受け止め、必要に応じて身近な地域の活動へつないでいるか。

5 人材育成・活動支援事業

目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。	・地域福祉の課題として一体となって取り組むべき人材育成について、区関係機関全体での情報共有や連携が不足している。 ・企業連携や育成ツールなどの抜本的見直しや大胆かつユニークな試みが求められている。	C	B
②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。		B	B
③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。		B	B
④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。		B	B

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

◆ ボランティア活動実績

	R1(H31)		R2		R3		R4		R5	
	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト
一般・親子ボランティア活動数	1,734	915	1,245	588	1,766	883	1,660	985	1,330	852
学生実習・ボランティア活動数	567	389	73	19	256	158	691	276	817	511
合計	2,301	1,304	1,318	607	2,022	1,041	2,351	1,261	2,147	1,363

◆ おんぶにだっこ(拠点内保育者グループ) 実績

	R1(H31)		R2		R3		R4		R5	
	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト
登録者数	84		82		91		88		73	
新規登録者数	16		9		12		15		8	
活動実績	92	104	15	54	66	94	137	123	130	121

◆ ボランティア希望メール受信数

R2	R3	R4	R5
34	37	13	38

1 地域活動に関心を寄せる層の活動の場へのつなぎと可視化

*働き方や利用者ニーズが多様化したことで、ボランティア希望者が増えてきたことを受け、拠点内の活動内容を一元化したリーフレット「DOORS」を作成した。地域の施設に展開することで、より多くの方が手に取る機会となり、近隣のケアプラザで手に取った方がボランティア登録に繋がった。

*拠点でのボランティアの活動周知とともに、希望者の意向を丁寧に聞き取り、常に拠点内の活動につなげたり、横浜市道路局、区政推進課主催の「バリアフリー検討協議会」への参加など、利用者を地域活動にもつなげた。

*HPにボランティア募集の受付窓口を設置し、活動内容を記載に加え参加しやすい仕組みを作ったことで、共働き家庭や学生からの問い合わせ等も増え、その方の意向を聞きながら実際の活動につなげた。

様式1-5 地域子育て支援拠点事業評価シート

2 子育て当事者による次世代のための活動機会の伴走支援

* 妊娠期事業がコロナ禍で中止や縮小開催となったことを受け、父親の自主グループによるメッセージ動画を作成した。「こうほくnetほいっぷ」（区内各ひろばから選出された子育て当事者グループ）が、親と子のつどいの広場の紹介原稿や災害時に必要な情報一覧を利用者を巻き込みながら発行することで、ひろば利用者の関心や意欲が高まった。

* 共働き家庭の増加や早期に職場復帰、保育園生活へ移行する家庭が増加したことで、「こうほくnetほいっぷ」の活動の任期に加え、活動場所や回数を変更しながらも、区内の子育て広場紹介のスライドやはじめて利用する方に向けた子育て広場の一覧などを作成し、当事者の思いを大事に形にしていけるよう工夫した。

* 地域の子育てサークルからメンバーや担い手不足の声があり、運営面での現状課題を共有するとともに拠点利用者を繋いだり、周知活動を積極的に行った。

* 障がい児グループ支援「ななつから…」が主体となり、就学や放課後の過ごしについてのオンラインセミナーを開催した。自立支援協議会や区内小学校等への働きかけ、連絡調整等を行ったことで、官民の協働による場を地域の中で創ることができた。

* 「ななつから…」のメンバーが主体となって実施するセミナーを地域ケアプラザで開催したことで、学童期の家庭や拠点から離れた地域の親子が参加することができた。また、障がい児サークルグループ交流会の実施においては、当事者家庭と関係機関が参加し現状課題等を共有する場を継続することで、それぞれの立場で担えることや区全体としての支援を検討し共有できている。

3 次世代につなげるためのカタチを変えた体験の伝承

* 港北区社会福祉協議会との10年間に及ぶ学生のボランティア体験事業の実施がコロナ禍では難しい状況となったが、拠点としては学生の活動を継続実施するために、受け入れ先の保育園や子育てサロン等にも働きかけ、人数を制限した活動やオリエンテーションをオンライン化するなどして実現させた。

* コロナ禍後に再開した学生のボランティア体験事業においては、港北区社会福祉協議会が担っていた保育園のコーディネーターも併せて、拠点が担い、区内全域の受け入れ先と学生のコーディネーターを実施することができた。オリエンテーションや修了式等においては学生インターンが担当し、学生同士の横のつながりを持てるよう工夫した。

* 地域の市立中学校とは家庭科の授業を活用し、2年生の全クラスが拠点のひろばとオンラインをつなぎ交流したり、近隣の市立高等学校とは、他区との協働でプログラムを組立て、家庭科の講師として参画したことで、学生の子育てへの関心を高めるなど次世代に向けた人材育成を積極的に実施した。

* 小中学校と地域の親子との関わり場をつくる「触れ合い体験事業」を地域の親と子のつどいの広場や主任児童委員、子育て支援者などと一緒に行い、成果効果を共有しながら学生も含めた地域全体で子育てを応援する仕組みを創れるよう働きかけた。

4 子育て支援に関心を寄せる層への理解促進と活動意義の共有

* 拠点内で活動している保育者グループ「おんぶにだっこ」、横浜子育てサポートシステム提供会員等に向けて、オンラインで研修会を実施した。区と協働実施している「4か月児健診アンケート」の結果を共有することで、産後間もない家庭の現状課題を理解するとともに、それぞれに関わっている活動についての経験談を伝え合うことで、子育て家庭を応援していく活動意義を再確認する機会を創った。

* 子育て支援の担い手として活動している、拠点内の保育ボランティア、子育てサポートシステムの提供会員、産前産後ヘルパー、親と子のつどいの広場などを対象に合同での研修会を実施した。講師からの人権を尊重した受け入れの心構えとともに、参加者がお互いの活動を知る機会や情報共有の場となり、新たな分野の支援にも裾野を広げることができた。

* 子育て家庭や関係機関から、特別支援教育支援員やこんにちは赤ちゃん訪問員等への声掛け依頼の相談があった。子育て家庭からの個別ニーズや機関としての現状課題を伝えつつ、迅速、かつ柔軟に働きかけを行ったことで、担い手として活躍する場につながられた。

5 子育て支援に関係の薄い層に対しての働きかけと実働へのつなぎ

* 港北区老人クラブ連合会とも連携し、婦人部が中心に作成した手作りおもちゃをひろば利用者のお土産として活用したり、「子育て応援隊」缶バッジの普及啓発活動を促進することができた。地域開行事の中で、「子育て応援隊」（「こうほくnetほいっぷ」から独立した自主グループ）による缶バッジの普及啓発活動を地域の企業と一緒に実施することで、親子の現状を伝えられる機会を持つとともに事業理解が深まった。

* 神奈川法人会綱島東支部との情報交換や子育て家庭の現状を発信することで、社会貢献を考える地元企業とも連携してイベント企画をし、拠点行事の際には利用者やボランティアとの交流を通じて、子育て分野への関心を高める機会や活動にも注力した。

様式1-5 地域子育て支援拠点事業評価シート

評価の理由（区）

- ・子育て支援者や横浜子育てパートナーとともに、子育てサークル支援を実施している。また、子育てサークルの方に赤ちゃん会等に参加していただき、周知の場としている。拠点で育成された人材の活躍の場を提供できるように、定例会で意見交換している。
- ・定例会でボランティアの活用や人材発掘に関する意見交換を行っている。ケアプラザや港北区生活支援コーディネーター連絡会主催の研修会（ボランティア）へのつなぎを行った。また区社会福祉協議会と人材育成についての打合せの場を設け、担い手育成の現状共有を図った。養育者に対しては乳健や訪問、赤ちゃん会等で積極的に地域活動の周知をしている。子育て支援活動につなげるきっかけづくりまでは十分できていない。
- ・広報にて子育て家庭の理解を深める啓発（障害児や子育て家庭の居場所、子育てサポートシステムなど）を実施している。
- ・区役所・拠点・地域ケアプラザでの両親教室の実施や親と子のつどいの広場にて、これから子育てをするプレパパ・プレママ向けに身近な地域で妊娠期からの支援を実施している。また、オンラインでの事業実施を行うことで、コロナ禍においても、支援を継続できた。これから親になる世代に向けて、触れ合い体験事業を学校と連携して行い、子育てについて学びあう機会を拠点とともに支援している。

拠点事業としての成果と課題

（成果）

- ・港北区の広報に地域訓練会や障害児サークルの活動を掲載することで、広く区民に活動周知をすることができた。記事を作成するプロセスにおいて、お互いの活動の理念や工夫を共有できた。その結果、就学や放課後の居場所、過ごし方の情報発信をする場づくりなど、更に活動を発展させることができた。
- ・コロナ禍で地域への関心の高まりもあり、拠点に対してのボランティア希望が増えた。散在していたボランティア活動種別を一元化して情報提供するためのツール「DOORS」を作成した。その際には、利用者のスキルや提案を生かし、編集や構成なども共に考えて作成し、幅広い年齢層に案内できるツールとして活用できた。
- ・就園、就学後の家庭がボランティアとしてひろば環境を整えてくれたり、ひろばサポーター（男性を含む）として父親の座談会実施や遊びの見守りなどで活躍する場を創れたことで、子どもの遊びの幅が広がったり、親にとっても頼れる存在ともなり居心地の良さに繋がった。
- ・子育て応援隊缶バッジの普及啓発活動や、夕食を囲む会（自主事業）の参画を通して、子育て世代に関わりを持ってくれる方へ声掛けをしたり、フードドライブの実施に伴い拠点を利用したことのない、子育てに関心の薄い層への周知や共に取り組んでいく仕組みを工夫したことや場や事業への理解が進んだ。
- ・地元企業や区老人クラブ連合会などと連携することで、子育てに関心の薄い層への周知や共に取り組んでいく仕組みを工夫し、子育て応援隊缶バッジの取組みなどを創出することができた。
- ・地域ケアプラザとの連携や港北区生活支援コーディネーター連絡会主催の研修会に参加することで拠点内の活動内容を発信するとともに、新たな担い手を発掘する機会となった。

（課題）

- ・共働き家庭の増加、保育園入園の早期化など子育てを取巻く環境変化に伴い、当事者が主体的に活動する場の創出に工夫が必要である。利用者から担い手として活躍できるよう、引き続き共助の意識を醸成しつつ活動につなげていく。
- ・事業評価で実施したアンケートにおいて、「子育てが落ち着いたら、ボランティア活動を考えたい」と答えた方が半数程度いたことから、具体的な広報場所を検討していくとともに担い手として参加する機会を積極的に創っていく。
- ・学生を含む多様な人材や子育てサークルなど地域の活動団体が継続的に活動できるよう、支援関係者とも現状課題を共有し、共通認識を持ったうえで担い手を支えていく必要がある。
- ・新たな担い手の活躍の場へのつなぎについては、関係機関と連携できる仕組みとともに分野ごとに不足してる人材については、関係機関と協働の研修の場を設ける等検討していく。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。
- イ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。
- ウ 新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。
- エ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。
- オ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。
- カ 地域で子育て支援に関わる人が増えているか。
- キ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。
- ク 子育て家庭（妊娠期の方を含む）を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。
- ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。

6 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

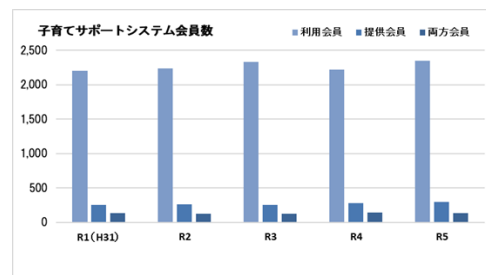
目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	・障害福祉サービスや放課後児童育成事業が利用できず困っている障がい児のサポート等を、横浜子育てサポートシステムによる預かりで対応しているケースもある。横浜子育てサポートシステムに頼らざるを得ない現状を踏まえて、制度間の問題点を提起していく必要がある。 ・会員の膨大な利用データがあるにもかかわらず、今後の制度改善などへの分析や活用が未整備。提供会員の継続性などの把握を進めていく必要がある。 ・事由を問わず、回数制限なく利用できるものではあるが、「地域ぐるみの子育て支援」の趣旨を踏まえて、市全体での利用基準検討の場が必要と感じる。	C	B
②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。		B	A
③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。		B	B
④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。		B	A

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

◆ 会員数

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
利用会員	2,205	2,236	2,333	2,222	2,349
提供会員	255	260	256	277	294
両方会員	136	121	127	138	131
合計(年間)	2,596	2,617	2,716	2,637	2,774



◆ 説明会

	R1(H31)		R2		R3		R4		R5	
	開催件数	内)サテライト	開催件数	内)サテライト	開催件数	内)サテライト	開催件数	内)サテライト	開催件数	内)サテライト
入会説明会	209	35	290	57	209	44	191	24	167	31
(参加者人数)	977		829		666		732		818	
個別説明	160	41	201	77	95	49	198	81	98	33
出張説明会	114/10回		85/11回		95/19回		73/16回		67/11回	

◆ 活動実績

	R1(H31)	R2	R3	R4	R5
コーディネート数	891	853	750	775	958
活動件数	12,441	7,657	9,245	10,218	13,504

◆ 活動状況

		R3	R4	R5
コーディネート実績	相談数	755	744	1,063
	調整数	1,929	2,244	3,016
	コーディネート数	750	775	958
活動実績	キャンセル数	156	135	262
	活動件数	9,245	10,218	13,504
	キャンセル数	115	115	275

1 一時預かり事業「ひととき預かり」スタートへのかけはし

* 提供会員資格のあるひろばサポーターを配置し、急なひろば預かりにも対応をすることで、ひろばでの預かりのニーズを顕在化させ、親子にとって気軽にリフレッシュができるひろばでの預かりの事業化を実現した。

* ひととき預かりの事業を通じ、入会説明会を預かり時に個別に実施するなど、迅速かつ柔軟な対応をすることで、利用者にとってより使いやすい事業となった。

* ひととき預かりのニーズの高まりから、利用の意向を丁寧に聞くとともに横浜子育てサポートシステム(以下、子サポ)につなげるなど、ワンストップでの情報提供と連続性のある預かり対応を行うことができた。

様式1-6 地域子育て支援拠点事業評価シート

2 多様なニーズに柔軟に対応

- * 感染症対策のため休園になった際、保護者からの依頼等もあり、提供会員からの相談も多くなった。コロナ禍での子どもとの関わりや感染症対策等について、コーディネーターと一緒に考えたり助言したりすることで、活動を中止することなく継続できた。
- * 休館中の電話問合せも多く、コーディネート依頼に加え、自粛生活での育児不安や家族との関係等気持ちの受け止めが必要な場面も多かった。横浜子育てパートナーとも連携しながら傾聴することで、コロナ禍でもつながれている安心感や不安の軽減につながった。
- * 行政や地域の方（民生委員児童委員など）から、就園や就学に向けた制度や利用方法等について個別相談が増えている。丁寧に事業説明をすることで、支援関係者の事業理解にもつながっている。
- * 里帰り出産が難しい状況の中で、産前産後の家庭の預かりニーズやきょうだい児の園への送迎等が増加している。個別の対応を行い安心感につながっている。
- * 横浜子育てパートナーとの連携や、拠点内外でのカンファレンスの機会を持つことで、家族背景をふまえた上での預かりや、保健師同行の個別対応などを行うことができた。
- * 国際交流ラウンジで外国に繋がる家庭向けに出張説明会を開催。現状課題を受け、説明会で使用する投影資料をやさしい日本語で作り直した。子どもの保育や通訳ボランティアの協力に加え、英語での通訳などを協働実施することで、安心して参加する場を設定することができた。18区の拠点ネットワークの中でも同様の課題感を持っていたため資料を共有した。
- * R5年7月の制度改変(利用料改定・無料クーポン)により、産後すぐの家庭や第二子を出産した家庭のきょうだい児預かりなど、今まで利用できなかった層に向けてのアプローチができた。クーポン対象の親子向けの入会説明会も臨時で8回開催したことで、利用促進につながった。

3 提供会員増員に向けての取組の継続

- * 令和2年度の予定者研修は、オンラインを活用し拠点とサテライトをつないで開催した。コロナ禍でも預かることへの関心が高まった提供会員の登録希望者約30名の方が受講できたことで、子育て家庭の現状共有とともに担い手を増やすことができた。
- * 令和3年度の予定者研修は、地元の企業の協力もあり、広い会場で、開催を継続することができたことで、多様な子育てニーズにも対応することができた。
- * 提供・両方会員拡充に向けて、近隣区4区合同の予定者研修会の実施に加え、港北区支部主催を2回開催。令和4～5年度は拡大版予定者研修会とし、小学校長を講師として講演会を開催。周知には港北区の全小学校に協力を得てチラシを配布したことで、両方会員の登録にもつながった。
- * 制度改変により依頼が増加、早朝や夕方時間帯の依頼も増えたが、提供会員への依頼の枠組みを拡げるなど工夫をしたことで、令和5年度は前年比1.3倍の依頼件数となった。

4 システム移行に向けた新しい挑戦

- * 本部事務局の業務が区支部に移管したことをきっかけに、会員と直接連絡できるようになったことで、より迅速、かつ柔軟な対応ができるようになった。
- * 年度更新の案内を封書から葉書に変更しWEB更新を推進したことで、令和3年度の更新率は増加した。また、出張説明会の開催については、地域の公共施設を借りて開催することが困難な中で、オンラインの入会説明会に取り組んだことで、来館しづらい層や産後間もない家庭等も参加できる場を創ることができた。
- * 入会説明会の申込みを電話受付からWEB申込みに切り替えたことで、開館時間以外の時間帯の申込が増え、多様な層が参加することができた。さらに、令和4年度以降は、予定者研修会や交流会もWEB申し込みできるよう対応。その人のタイミングで登録ができ、案内のしやすさにつながった。
- * 預かりニーズの高い拠点サテライトにも常勤1名が配置されたことで、入会説明会や個別説明、問合せ等についても即時的な対応ができるようになった。
- * 令和6年度から拠点システムのスタートにより、入会申込書、会員証や無料クーポンもスマホで確認できるようになった。丁寧な説明をする時間が持てたことで、登録者の利用促進につながった。

様式1-6 地域子育て支援拠点事業評価シート

評価の理由（区）

- ・利用会員の需要が高く、利用が終了した利用会員にはその後提供会員として活動をいただけるよう積極的に声をかけている。また、広く活動できる人材育成を目指した拡大予定者研修会を試行実施のために会場確保や広報を実施した。
- ・保健活動推進員定例会等の地域支援者に子サポと提供会員の増加が図れるよう説明する機会を調整した。
- ・無料クーポン券の開始に伴い様々な機会に周知を行っている。
- ・若い世代への働きかけとして、区内全小学校に提供会員募集のちらしを配布できるよう調整し、学生層を含む、関心を持つ人の参加に繋げている。
- ・母子健康手帳交付時面接、乳幼児健康診査、訪問等で必要な方には周知している。サテライトに常勤コーディネーターが1名加配となったことでよりきめこまやかな対応調整が可能になった。配慮が必要な場合や相談では横浜子育てパートナーへつなぎ、利用がしやすいよう対応している。
- ・説明会に参加がしやすいようにそれぞれの利用者に応じて対面又はオンラインの方法を案内した。
- ・提供会員の研修会では講師として地域ぐるみの子育て支援の大切さを織り込んだ講義を行った。個人情報の取り扱いや事故予防のため、提供会員向けのフォロー研修にも力を入れて行く必要がある。
- ・子サポの利用をきっかけに、拠点の他の事業の紹介や、相談内容に応じて横浜子育てパートナーを通じて地区担当保健師につないだり、必要な支援につなげている。

拠点事業としての成果と課題

（成果）

- ・子サポのスキームを使って試行していた一時預かり（ひととき預かり）が、拠点一時預かり事業として正式に実施できた。親子のニーズから当日の急な預かりにも対応できる仕組みづくりができ、拠点の多機能化が図られた。（再掲 利用者支援）
- ・コロナ禍においても事業を継続し、育児不安を抱える家庭に個別対応のサポートができた。提供会員側を増やす取り組みとして、各種研修などもオンライン化を図り、学びの機会を継続できたことで、意欲関心のある方を子育て家庭を支える担い手としてつなげることができた。
- ・近隣区4区合同の予定者研修会の実施に加え、港北区支部主催の予定者研修会を2回開催。提供会員拡充に向けての周知活動では、港北区全小学校にチラシを配布し、拡大版予定者研修会を開催したことで、担い手としての関心が高まり、その後の予定者研修会の参加にもつながった。
- ・制度の改変(利用料改定・無料クーポン・給付金助成)により、制度を利用し地域の第三者の手を借りることへの敷居を下げる機会につながるとともに、これまで利用しづらかった層に向けてもアプローチすることができた。
- ・近隣の地域ケアプラザとも連携し、港北国際交流ラウンジで出張説明会を開催した。国際交流ラウンジの利用者や、拠点利用者、提供会員希望者の参加があり、親子の現状理解とともに参加しやすい工夫を検討する場を持つことで、施設間での事業理解につながった。
- ・会員手続きの効率化を図り、改善するとともに、会員に対する年度更新の手続きの簡便化を試み、またその効果測定をしっかりと行ったことで、継続会員が増加した。
- ・提供会員・両方会員として、登録後間もない会員に向けては、活動できる場としてひろばプログラムの保育を担当してもらうなど、活動の裾野を広げる機会や拠点の事業理解にもつなげた。

（課題）

- ・横浜子育てパートナーや区保健師と共有しながら、配慮が必要な養育者に対応することが増えているが、関わるスタッフのスキルアップとしての研修の場が不足している。
- ・小学校個別支援級を含む学童期の送迎依頼が増加。提供・両方会員向けのフォローアップ研修として、障がい理解の研修機会の確保と、移動を含む制度との連携が必要。
- ・提供会員の意向と援助内容のより丁寧なつなぎが必要。依頼内容も多様化し特に夕方の時間帯の依頼が増えているため、使えるサポートの情報収集が必要。
- ・経年の課題でもある提供会員の不足、利用会員数とのアンバランスな状況。20歳代からの提供会員登録のアプローチが進んでいないため、引き続き周知をしていく。
- ・提供・両方会員登録に向けては、具体的な援助内容の可視化に加え、既存の会員には継続的に活動してもらえるような市域でのアプローチが必要。
- ・子育て世帯向けアンケートで、子サポを「知っているが利用していない」という回答の理由として、利用までに手間がかかる、利用方法がわからないという意見があるため、引き続き周知方法や説明の場を検討していく。
- ・起こりうる事故を想定してのコーディネート時の会員に対する留意事項の徹底、周知をより強化し、事故防止になお一層努めていく。

様式1-6 地域子育て支援拠点事業評価シート

振り返りの視点

- ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。
- イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。
- ウ 養育者に対して、必要時に利用相談しやすく感じられるような周知活動等の工夫をしているか。
- エ 会員が相互の合意のもとに気持ちよく安全に活動できるよう、会員の状況に応じた活動方法の提案や、丁寧なコーディネートができているか。
- オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や会員のフォロー、追加のコーディネート等を行っているか。
- カ 提供・両方会員が活動の意義を感じながら、安心・安全な活動を継続して行えるよう、研修会等の取組がなされているか。
- キ 会員の活動意欲を高めるため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。
- ク 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を促進する取組がなされているか。
- ケ 会員間で授受される個人情報会員が適正に取り扱うことが出来るよう、注意喚起や研修等の取組がなされているか。
- コ 援助活動の調整等を通して把握した子育てに関するニーズを、必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- サ 専門的対応が必要と考えられる相談について、こども家庭支援課との連携、連絡体制のもと、適切に対応しているか。
- シ 子育てサポートシステム以外の子育てに関する相談に対して、情報提供等の支援ができているか。

7 利用者支援事業

目指す拠点の姿	(参考) 3期目振り返りの課題	自己評価 (A~D)	
		法人	区
①拠点における利用者支援が、区民や関係機関に広く認知されている。	・地域で親子を一緒に見守っていく中で、支援関係者との成功事例を作り、事業の活用や周知につなげていくことが必要。 ・拠点から離れた地域での事業促進と地域への更なるつながりが必要。 ・相談当初からの子どもの年齢があがってくことで、関係機関等との更なる連携が必要となる。	C	B
②相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。		B	A
③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。		B	B

評価の理由 (法人)

(主なデータ)

◆横浜子育てパートナー(相談実績)

	R1(H31)		R2		R3		R4		R5	
	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト
電話	114	134	161	163	99	148	144	108	170	92
面接	109	238	130	223	152	305	290	389	240	322
出張	16	76	8	25	24	68	137	106	145	92
その他	23	2	75	45	37	35	12	21	4	6
合計(年間)	262	450	374	456	312	556	583	624	559	512

◆一時預かり事業

どろっぶ (R3. 6. 30~) サテライト (R3. 7. 29~)

利用実績	R3		R4		R5	
	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト	どろっぶ	サテライト
稼働日数(日)	183日	165日	251日	251日	250日	249日
0歳	350	418	536	596	476	554
1歳	412	349	538	566	666	556
2歳	168	172	257	301	259	294
3歳	60	74	146	99	43	83
4歳以上	70	20	63	53	41	43
延べ預かり児童数(人)	1,060	1,033	1,540	1,615	1,485	1,530

◆出張相談

平成30年度

親と子のつどいのひろば 1か所



令和5年度

親と子のつどいのひろば 2か所

近隣商業施設 2か所

子育てサロン 2か所

その他 近隣幼稚園、公園等

◆シェアねっと(自主事業)

	R2(8月~)	R3	R4	R5
実施回数	7	12	24	24
のべ配布家庭数	64	158	323	543

*令和4年度より、ケアプラザでの配布を実施

1 一時預かり事業(ひととき預かり)による支援の重層化

*一時預かり事業(ひととき預かり)について、横浜子育てパートナーが預かりの主訴や背景などを丁寧に聴き、一時預かり、横浜子育てサポートシステム、利用者支援事業を連動させて対応することで、重層的な支援体制を整えることができた。また、実施していくなかで予約・利用に繋がる安心感を重視し、利用理由を問わずに一時預かりのコーディネーターが予約対応を行う等、受け入れ体制や対応方法についても、利用者の状況を踏まえて変更を行った。

*一時預かりと横浜子育てサポートシステムを組み合わせでのコーディネートも行い家庭の状況やニーズに応じた預かりを実施できた。また、必要に応じて緊急枠で受け入れ対応したことで、親子の背景をより捉えることができた。

*拠点の一時預かり事業がスタートする際に、乳幼児一時預かり事業各所を訪問し双方の現状を把握しあったことで、情報提供しやすい環境づくりを構築することができた。

様式1-7 地域子育て支援拠点事業評価シート

2 拠点における事業周知と拠点と接点のない層へのアプローチ

* 横浜子育てパートナーの所在については、ひろば内に掲示し可視化することで、横浜子育てパートナーの周知につながり、アクセスしやすい仕組みを工夫した。

* 拠点から離れた商業施設、親と子のつどいの広場、子育てサロンで出張相談を実施した。日常的に利用している施設で気軽に相談できる環境づくりや、拠点や相談機能のことを知らない層への周知にもつながり、継続利用する方もいた。利用者を近隣資源につないでいくなかで、支援関係者とともに家庭を見守ることもできた。

* 妊娠期からの切れ目のない支援を目指し、妊娠中から拠点や横浜子育てパートナーの事業理解を深めるために、地域の産婦人科病院を定期的に訪問したことで、広報周知や連携体制の構築にもつながった。妊娠期プログラムでの広報・周知から、父親の相談も増えている。

* コロナ禍の拠点休館時でも、横浜子育てパートナーの相談は継続し、メールでの受付対応を新規に取り入れ、必要に応じてひろばでの相談対応も行った。継続して相談対応していた方などへ手紙を発送したことで、その後の連絡や来館にもつながった。

3 主体性に応じた相談体制の環境づくり、支援窓口へ仲介しやすい関係性の構築

* 個別相談では、丁寧な寄り添いや傾聴とともに、相談者自らが課題を整理し自己決定していけるような支援を心がけた。

* 主訴に応じた座談会を即座に実施したことで、相談員と相談者の双方向だけではなく、当事者同士で話すことで多面的な考えに触れたり、同じ仲間がいるということに気づき自己解決に導くことができた。

* 専門的な相談先へのつなぎとして、関係機関を訪問し、情報交換、関係構築に努めたことで、多様なニーズに応じた専門職との協働で相談の場を創ることができた（ダブルケアカフェ、ハローワーク、横浜型医療ケア児・者等コーディネーター、面会交流支援団体など）。

* 拠点内の相談、臨床心理士個別相談、横浜子育てパートナーの相談においては、包括的に捉えられるよう、日々の振り返りを丁寧に実施するとともに、個別相談カンファレンスでは見立ての検証、対応方針まで検討し支援につなげた。また、専門的な分野において横浜子育てパートナー自身のスキルアップのために研修を積極的に受講し、相談の場での学びと実践につなげた。

4 利用者支援事業としてのネットワークの強化と新たなつながりへの試み

* 子育て世代包括支援センター機能の充実を図るため、母子保健コーディネーターとの定例会を実施し、相互の役割を確認した。話し合いを重ね、両親教室の案内リーフレット（「にんしんあんしん@セレクト」）や妊娠8か月に送付する手紙を作成し配布した。保育・教育コンシェルジュとの連携を図り、振り返りの視点を共有することで、継続したひろばでの見守りができた。

* 産前産後の切れ目のない支援を実施していくため、「4か月児健診アンケート」を実施した。継続実施することで、コロナ禍ならではの課題を把握することができた。また、アンケート結果を「ぎゅっと」や、主任児童委員連絡会等で報告するなど、子育て家庭の現状を一緒に把握し、考える場を創ることができた。

* 資源が不足している地域への資源開発のために、関係機関を訪問し、現状のヒアリングをしながら課題共有をした。多職種での連携のもと、新たな資源創出に向けて動き出している。

* 子育て支援者と連携をし、サークル活動の周知協力を行い、子育て家庭とともにサークル訪問等もしたことで、地域活動につなげることができた。

* ひとり親家庭への配食支援を通じて配食希望者への呼びかけ（キッズクラブ等）や、物資提供依頼（フードバンク等）への働きかけをすることで、新たなネットワーク構築に至った。ひとり親家庭に限定しない多様な人達との場（夕食をともにする会「よるによる会」）も、地区社協の協力を得ながら当事者やボランティアの力で実施し、交流の深まりが見られている。

評価の理由（区）

・産後の支援の情報提供等、妊娠期から地域子育て拠点等につながるように、妊娠8か月の手紙を送付する取り組みを、母子保健コーディネーターと子育てパートナーと一緒に検討し作成した。

・一時預かり事業の要綱、事業内容、懸念事項を協議し、円滑に事業開始できるようにサポートした。乳幼児健康診査時や個別支援の中で拠点事業の周知（ひととき預かり、シェアねっと、ダブルケアカフェ、出産準備プログラム等）を積極的に行った。

・月1回の定例会、母子保健コーディネーターとの情報共有会時に相談者の対応を振り返り、相互の役割確認を行った。地区担当保健師と個別の支援の中で、情報共有や支援方針の確認を随時行っている。

・赤ちゃん会や公立保育園等の関係機関、子育て支援者、こんにちは赤ちゃん訪問員との会議・定例会の中で、横浜子育てパートナーの参加ができるように調整した。子育て支援者定例会では、子育て支援者会場、拠点それぞれでの相談事例、事業を共有し、利用者にお互いの事業を紹介し、つなげる等連携することができた。区内の子育てひろば、商業施設、地域ケアプラザ等に出向き、連携できるよう橋渡しをしている。区生活支援課困窮担当に拠点事業の現状を説明し、困窮担当と拠点の連携のきっかけ作りの後方支援を行った。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・「4か月児健診アンケート」での調査結果を踏まえて、母子保健コーディネーターや区保健師と協議しながら、妊娠8か月の家庭に郵送する手紙や母子手帳交付時に手渡す広報ツールを作成したことで、妊娠期家庭に向けた情報提供の機会を厚くすることができた。
- ・母子保健コーディネーターと横浜子育てパートナーの情報共有会議にてケース共有の時間を持つことで妊娠期家庭の背景、課題について共通認識を持ち、親になる前の支援事業等の事業実施に活かすことができた。
- ・一時預かり事業の申込時に丁寧なインテークを実施し、ニーズ把握に努めた。また区内乳幼児一時預かり事業施設を訪問し、情報共有したことで、一時預かり資源の実態把握とネットワークづくりができた。
- ・ひとり親家庭向けの配食（シェアねっと）の活動周知について、区内全キッズクラブに配布を行い、利用につながった家庭もあった。主任児童委員や地域ケアプラザと連携して、その家庭の身近な居場所で配食の利用を広げることができた。
- ・シェアねっとは区からの広報協力により登録家庭が95家庭に増え横浜子育てパートナーの相談や居場所の利用につながった。他区からの問い合わせもあり横浜子育てパートナーの18区のネットワーク機能を利用し、きめ細やかな対応ができた。
- ・新横浜地区では個別相談で把握した声をもとに、資源の必要性を場の提供者と共に共有できたことで出張ひろばの事業実施につながった。
- ・商業施設での出張相談や出張ひろばの実施により、拠点から離れているエリアに住む養育者や子育て支援の場にアクセスしづらい養育者などに向けて、情報提供や相談の機会を創ることができた。
- ・産婦人科病院主催の両親教室などで、近隣区との連携のもと、拠点の案内や地域情報を伝達するための機会が定期的に設けられたことで、互いの事業理解に繋がった。
- ・共働き家庭が増えるなかで、就園前の1～3歳児の家庭との繋がりや居場所の必要性から、公園遊び・幼稚園との連携事業を実施したことで、地域資源への繋ぎや関係者との連携を深めることができた。
- ・拠点利用者から、多様な子育て家庭の背景を知る機会を持ってほしいと声があり、養育懇談会、特別養子縁組家族の座談会等、市域の状況や制度について学ぶ機会を持った。

(課題)

- ・横浜子育てパートナーの名称および機能の周知が子育て家庭に加え、支援関係者にもまだ不足している。
- ・一時預かり事業の利用枠に制限があり、緊急対応が必要な場合には施設全体で対応しているが、利用枠以上の申込ニーズがある。
- ・個別支援のニーズから地域資源との連携、企画実施等のために拠点外活動をする中で、利用者支援をめがけての相談者の来訪や電話相談に対応しきれない状況がある。
- ・当事者からの声を受け、多様な子育て家庭の背景を今後も学ぶ機会や当事者視点での利用しやすい環境について検討していく必要がある。
- ・区と拠点で把握できるニーズが異なるため、お互いの役割を認識、分担、連携していく必要がある。

振り返りの視点

- ア 利用者支援事業を幅広く区民や関係機関に周知しているか。
- イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- ウ 最新の情報を収集し、活用できるよう工夫しているか。
- エ 相談に対しては、傾聴に努め、ニーズを把握して対応しているか。
- オ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介・支援依頼等について、相談者が円滑に利用できるような対応をしているか。
また、専門的な対応を要する相談については、内容に応じて速やかに関係機関に紹介・仲介する等、適切な対応を行っているか。
- カ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介後も必要に応じて役割分担を確認しながら継続的な関わりをもっているか。
- キ 相談の対応状況や支援の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点から振り返りや検討を行っているか。
- ク 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源との関係づくり・関係強化を行っているか。
- ケ 利用者支援事業の周知や個別相談等の取組を通じて、支援につながる新たなネットワークの構築を行っているか。
- コ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実や、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整や提案につなげているか。

協働事業プロセス相互検証シート

1 事業計画段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

・新型コロナウイルスの影響を受け、これまでと異なる利用者対応となったが、プログラムのオンライン化に加え、情報発信ツールの活用、場の持ち方に工夫を凝らしたことで日常と変わらず親子が安心して過ごせる場として拠点運営を継続できた。

・子育てサポートシステムについては、制度改変や拠点システムの導入により、会員への周知や担い手側へのアプローチとして、拡大版の研修会を開催するなど、区内小中学校や地域への働きかけとともに事業周知の場について検討、実施することができた。

・妊娠期からの切れ目ない支援の取組みとして「4か月児健診アンケート」を5か年継続実施できたことで、現状課題を踏まえた子育て家庭のニーズを把握し、結果を子育て支援関係者と共有し、事業計画に反映した。

・一時預かり事業（ひととき預かり）の導入について、実施方法や時期に意見の相違があったが、何度か話し合いの場を持ち、実現できる形での事業開始につなげた。

【今後改善が必要と思われること】

共通目標の設定にあたっては、その目標の先に目指す目的や理念を確認し、お互いが把握している子育て家庭の課題やニーズの共有や課題認識を丁寧にすり合わせる。

そのうえで、区全体の事業計画・取組を検討し、お互いの立ち位置や強みを尊重した役割分担をしていく必要がある。

2 事業実施段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

・拠点が培ってきたネットワークについては、区の広報を活用して周知したり、拠点で実施してきたプログラムを地域へ広げていくために、他の部署へのつなぎを行う等、お互いの役割や強みを生かしながら、事業を進めることができた。

・実施段階で修正が必要になった時に、お互いに認識の違いがあり、本質的なことを十分に議論できるまでに時間を要した経緯がある。事案によってはその内容を深めることが難しかった。

【今後改善が必要と思われること】

・事業実施にあたっては、お互いの役割をより積極的に果たせるよう取り組み、事業の進捗に応じて、都度目的の確認や振り返りを行う。修正が必要な時こそ、目的に立ち戻り振り返るとともに、お互いの役割をよく理解し納得しあえるよう、軌道修正していく。

・拠点事業の目指す姿に加え、数年単位での市の方向性やビジョンに照らし合わせたうえで、区の特性を踏まえた各事業・取組の見通しについても意識・確認しながら事業を実施していく。

3 事業の振り返り段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

・区役所と地域子育て支援拠点が協働で事業実施することで、4か月児健診のアンケートやふれあい体験事業等、それぞれの役割から得られる効果や成果について、話し合っ共有することができた。

・事業報告や振り返りの場はあっても、現状課題から今後の方向性を意見交換する中で、詳細な検討にまで至らず認識が異なることがあったが、相違点があることを理解したうえで、今後に向けた取り組みをすり合わせる検討を行った。

【今後改善が必要と思われること】

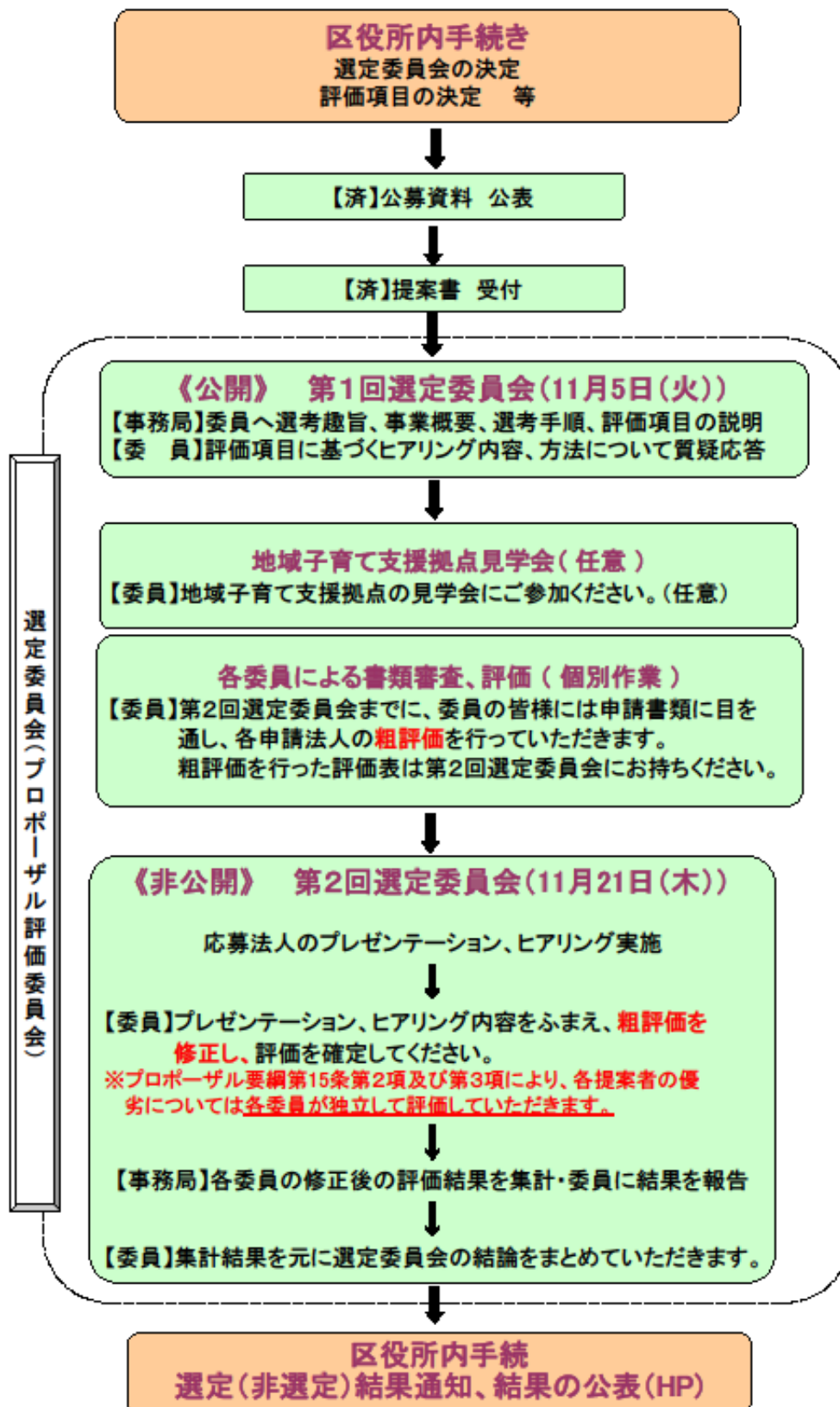
・事業の取り組み経過を定期的に振り返りながら、到達目標を相互に確認していく。これまでに蓄積したデータを活用し、今後の事業の見直しと役割確認をしていくとともに、支援関係者や子育て家庭にも共有する場を創っていく。

・事業の振り返りをする際には、実施段階だとしても捉えている課題やニーズを小まめに擦り合わせていくとともに、お互いの考え（背景や意向・方向性について）の丁寧な説明が必要。

評価の流れと評価指標の取り扱いについて

1 評価の流れ

横浜市港北区地域子育て支援拠点 選定の流れ



2 評価点数のつけ方

- (1) 応募者から提出された、提出書類を御確認ください。
- (2) 評価指標（以下の様式）の各項目について、提出書類の呼応する項目に対する評価を決定いただきます。（呼応する項目は、評価指の「判断材料（以下の表の①）」に記載しています）
- (3) 評価は5段階で、以下を基準にしています。
 ※5点：特に優れている、4点：優れている、3点：標準的な水準にある、
 2点：やや劣っている、1点：劣っている
- (4) 各項目の評価は「重要度に呼応した係数をかけて算出する」こととしています。（以下の表の「重要度」の項目を参照）

項目		基準 ②	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか				(30)	① 提出書類 様式Ⅱ
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2		10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1			10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1			10	
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか					(30)
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2		10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10	
	区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10		
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか				(30)	様式Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2		10	
拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画		5・4・3・2・1			10		
職員の育成、研修体制についての考え方や計画	5・4・3・2・1		10				

●評価指標の内容

(1) 「1 基本的事項」、「2 事業計画」、「3 管理運営」「4 財務状況等【事務局評価】」の4項目から構成されています。「2 事業計画」については、地域子育て支援拠点の7機能と一時預かり事業についてそれぞれ評価していきます。

下記項目については、重要度を2倍に設定しています。

- ア 1 基本的事項(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況
- イ 1 基本的事項(2)地域子育て支援拠点運営理念
- ウ 1 基本的事項(3)経営方針等
- エ 3 管理運営(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について
- オ 4 財務状況等(1)財務状況

地域子育て支援拠点の特性から、子育て支援に対する理念・取り組みや、施設運営にあたる個人情報取り扱い、事故防止等に対する取組や考え方は重要であるということ、拠点事業の総委託費が5千万円を超える多額の費用となっているため、法人の財政基盤が重要であるなどと考えるためです。

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
3 管理 運営	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか				(40)	様式Ⅲ -7 Ⅲ-5① の5
	区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2		10	
	利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1			10	
	個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1			10	
	事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1				

(2) 地域子育て支援拠点事業は、5年間の事業実施の最終年度の事業評価において、区と現運営法人の取組状況を確認するとともに、成果と課題を整理し、公表しています。次期5か年度の運営法人が変わった場合でも、それまでの拠点事業としての取組が断ち切られないように、取組内容を引き継ぐ上での提案を行う法人を選定する必要があります。このため、各項目にある、「事業評価シートを踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。」(加点5点)という基準を設けています。

特に、人材育成やネットワークの機能については、地域とのつながりづくりや、人材を発掘し、育てていく等、時間をかけて醸成されていくものであるため、それまでの積み重ねを生かして実施することが求められます。

そのため、提案内容が事業評価を踏まえていると判断される場合は、5点加点することとしています。(当該項目は現運営法人だけが加点されるわけではありません。)

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
2 事業計画	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか				(25)	様式Ⅲ -5①Ⅲ -6
	利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	×1		5	
	多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1			5	
	養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1			5	
	親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1			5	
	「7事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5			5	

(3) 4財務状況等は、中小企業診断士の財務分析結果や提出書類をもとに事務局が評価を行います。

4 財務状況等 【事務局評価】	1)財務状況 (安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果が36点以上である	8	×2		16	財務分析結果
		財務分析結果が28点以上36点未満である	5				
		財務分析結果が20点以上28点未満である	3				
		財務分析結果が20点未満である	0				
	2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点	8	提出書類		
		②従業員101人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点				
		③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている	いずれかに該当する場合は2点加点				
		④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている					
		⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている					
		⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)					
	3)障害者雇用に関する取組	⑦従業員43.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。	いずれかに該当する場合は2点加点				
		⑧従業員43.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。					
4)健康経営に関する取組	⑨健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	いずれかに該当する場合は1点加点	1				

●評価の際の注意点

- (1) プロポーザル取扱実施要綱により、各選定委員は独立して提案者の提案の優劣を判定することになっており、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣については、審議しないように努めることになっていきますので、御留意ください。
- (2) 第2回選定委員会での応募法人によるプレゼンテーション等を踏まえて評価を決定していただきますので、第2回選定委員会を欠席した場合は、その委員の点数は集計対象とはしません。
- (3) 最低評価基準として、第2回選定委員会に出席した全選定委員の持ち点数の合計の6割に満たなかった場合は、非選定とします。

横浜市港北区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

資料5

- 評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている
- 評価点数 = 評価×重要度

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか			(30)	提出書類 様式Ⅱ
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2	10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1		10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1		10	
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか				(30)
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2	10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10	
	区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1	10			
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか			(30)	様式Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2	10	
拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画		5・4・3・2・1	10			
職員の育成、研修体制についての考え方や計画		5・4・3・2・1	10			
2 事業計画	(1)親子の居場所について	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか				(25)
		利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	×1	5	
		多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1		5	
		養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1		5	
		親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(2)子育て相談について	子育て相談に関する考え方が優れているか				(25)
		気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5・4・3・2・1	×1	5	
		養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5・4・3・2・1		5	
子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方		5・4・3・2・1	5			
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5				
(3)子育てに関する情報の収集及び提供について	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか			(20)	様式Ⅲ-5③ Ⅲ-6	
	区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5・4・3・2・1	×1	5		
	子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5・4・3・2・1		5		
	拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方法	5・4・3・2・1		5		
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5		
(4)地域団体等との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方が具体的であり、優れているか				(20)	様式Ⅲ-5④ Ⅲ-6
	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5・4・3・2・1	×1	5		
	ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法	5・4・3・2・1		5		
	ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法	5・4・3・2・1		5		
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5		

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
2 事業計画	(5)子育て支援人材の育成、支援について	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか			(30)	様式Ⅲ-5⑤ Ⅲ-6
		地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1		5	
		妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5			5	
	(6)地域の中での預け預かりあいの促進について	地域の中での預け預かりあい等に関する考え方が優れているか			(25)	様式Ⅲ-5⑥ Ⅲ-6
		子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(7)利用者支援事業について	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方が適切であり、優れているか				(25)
		利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法	5・4・3・2・1		5	
		関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組	5・4・3・2・1		5	
		利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(8)一時預かり事業について	一時預かり事業に関する考え方が適切であり、優れているか				(15)
		一時預かり事業にあたって重視すべき基本姿勢についての考え方	5・4・3・2・1	×1	5	
子どもにとって安全な環境(衛生管理・事故防止)の確保		5・4・3・2・1	5			
従事者のスキル向上のための支援についての考え方、方法		5・4・3・2・1	5			
3 管理運営	(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか				(40)
		区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2	10	
		利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1		10	
		個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1		10	
		事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1		10	
4 財務状況等【事務局評価】	(1)財務状況(安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果が36点以上である	8		×2	16
		財務分析結果が28点以上36点未満である	5			
		財務分析結果が20点以上28点未満である	3			
		財務分析結果が20点未満である	0			
	(2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加算		8	提出書類
		②従業員101人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加算			
		③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている	いずれかに該当する場合は2点加算			
		④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている	いずれかに該当する場合は2点加算			
		⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている	いずれかに該当する場合は2点加算			
		⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1～12/31)内であること)	いずれかに該当する場合は2点加算			
(3)障害者雇用に関する取組	⑦従業員43.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。	いずれかに該当する場合は2点加算				
	⑧従業員43.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。	いずれかに該当する場合は2点加算				
(4)健康経営に関する取組	⑨健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	いずれかに該当する場合は1点加算				1
		合計			340	
		事務局評価を除く合計			315	

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱

制 定 平成24年2月2日こ子第1342号（局長決裁）

最近改定 令和4年4月1日こ保支第38号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第4条の規定に基づき、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 横浜市各区における地域子育て支援拠点運営法人の選定についての審議に関すること。
- (2) 削除
- (3) 横浜市親と子のつどいの広場運営団体の選定についての審議に関すること。
- (4) 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者の選定についての審議に関すること。
- (5) 削除
- (6) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考についての審議に関すること。
- (7) 横浜市病児保育事業実施医療機関の選定についての審議に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める横浜市の子育て支援事業にかかる運営事業者の選定についての審議に関すること。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 子育て支援関係者
 - (3) 保育関係者
 - (4) 幼児教育関係者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、第1項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 委員会に、分科会として次に掲げる委員会を置く。

- (1) 横浜市鶴見区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (2) 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (3) 横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (4) 横浜市中区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (5) 横浜市南区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (6) 横浜市港南区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (7) 横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (8) 横浜市旭区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (9) 横浜市磯子区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
- (10) 横浜市金沢区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会

- (11) 横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (12) 横浜市緑区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (13) 横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (14) 横浜市都筑区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (15) 横浜市戸塚区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (16) 横浜市栄区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (17) 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (18) 横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会
 - (19) 横浜市親と子のつどいの広場運営団体選定委員会
 - (20) 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会
 - (21) 削除
 - (22) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会
 - (23) 横浜市病児保育事業実施医療機関選定委員会
- 2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び市長が任命する者をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長 1 人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 前 2 項のほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 委員会は、次に掲げる事項について、分科会の議決をもって委員会の議決とする。
- (1) 横浜市各区における地域子育て支援拠点の運営法人に応募をした法人について、選定基準に基づき審議し、各区長に述べる意見等に関する事。
 - (2) 削除
 - (3) 横浜市親と子のつどいの広場の運営団体に応募をした法人又は団体について、選定基準に基づき審議し、こども青少年局長（以下「局長」という。）に述べる意見等に関する事。
 - (4) 横浜市乳幼児一時預かり事業の事業者に応募をした者について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。
 - (5) 削除
 - (6) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考基準に関する事及び移管先法人を選考し、局長に報告する結果に関する事。
 - (7) 横浜市病児保育事業の実施医療機関に応募した者について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。

(会議の公開)

第 8 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）につ

いては、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、委員会又は分科会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、こども青少年局保育・教育部保育・教育支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

横浜市港北区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱

制定 平成18年3月2日 港北サ第30620号（港北区長決裁）
最近改正 令和6年7月1日 港北こ第1324号（港北区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市港北区地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、横浜市港北区地域子育て支援拠点事業を運営する者（以下「運営者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。

2 横浜市港北区地域子育て支援拠点事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、当該要綱、募集要項、実施要綱等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・仕様等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 選定委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（運営者）

第4条 運営者は、法人格を有する団体とする。

2 前項の団体は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- (2) 市内の医療施設を経営する医療法人等
- (3) 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- (4) 市内の幼稚園を経営する学校法人等

（運営法人の選定）

第5条 区長は、原則として運営者とする法人（以下「運営法人」という。）を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。

(運営法人の応募資格)

第6条 運営法人の応募資格については、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(運営法人の選定基準)

第8条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(運営法人選定委員会)

第10条 区長は、運営法人を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下、「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第11号に規定する横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

- 2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱に定める。
- 3 選定委員会におけるプロポーザルの評価結果については、港北区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第11条 業者選定委員会は、評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 選定委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 選定委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（運営法人選定の報告）

第12条 区長は、運営法人を選定したときは、こども青少年局長へ報告するものとする。

（選定の効力）

第13条 運営法人選定の効力は、当該選定された運営法人が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により運営法人として適当でないと認めるときは、区長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

（その他）

第14条 その他この要綱の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年3月2日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱

制定 平成 18 年 4 月 1 日 港北サ第 30621 号（港北区長決裁）

最近改正 令和 6 年 7 月 1 日 港北こ第 1331 号（港北区長決裁）

（趣 旨）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市港北区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 10 条第 2 項に基づき、「横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。
- 2 選定委員会の組織及び運営については、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（担 任 事 務）

- 第 2 条 選定委員会は、横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人（以下「拠点応募法人」という。）について、横浜市港北区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 8 条に規定する運営法人選定基準に基づき審議する事務を担当する。
- 2 前項の審議にあたっては、拠点応募法人の提出書類を審査、評価するとともに、拠点応募法人に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価するものとする。

（組 織）

- 第 3 条 選定委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織する。
- 2 選定委員会の委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員若干名のほか、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者、その他区長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、運営事業者選定委員会の委員の任期の終期を越えないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の従事する業務に直接の利害関係がある場合は、審議から除くものとする。
- 5 委員は、再任することができる。

（委員 長）

- 第 4 条 選定委員会に委員長を 1 名置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（会 議）

- 第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、前条第 2 項の規定に基づき委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。
- 2 選定委員会の会議は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議への委員の代理出席については、これを認めない。

（守 秘 義 務）

- 第 6 条 委員は、選定のう えで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の事務局は、港北区福祉保健センターこども家庭支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の選定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会の委員又は委員長に選任されている者は、この要綱の施行の日において、それぞれ、横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱の規定による選定委員会の委員又は委員長に選任されたものとみなす。

3 第3条第3項の規定にかかわらず、前項の規定により選任されたものとみなされる選定委員会の委員の任期は、平成28年11月13日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

横浜市港北区地域子育て支援拠点事業実施要綱

制定 平成18年2月27日 港北サ第30606号（港北区長決裁）

最近改正 令和3年4月1日 港北こ第6415号（港北区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができ、社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

（協働による実施）

第2条 本事業は、横浜市港北区と同区が本事業の運営者として選定する者（以下「運営者」という。）とが、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

2 前項の運営者の選定に関する事項は、横浜市港北区長（以下「区長」という。）が別に定める。

3 区長と運営者は、会計年度ごとに委託契約を締結し、区長は運営者に対して契約に基づく事業に係る経費を支払うものとする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない事情ですべてを実施することが困難と区長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供

(2) 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関する事

(3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事

(4) 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関する事

(5) 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関する事

(6) 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関する事（「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」に基づく、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業をいう。）

(7) 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する事

(8) その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

（実施施設）

第4条 本事業は、区長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、区長又は運営者が既存の建築物を賃借し、改修する等により確保するものとする。

3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。

(1) 乳幼児等が安全に遊ぶことができ、また養育者が相互に交流できる機能

- (2) 乳児のために、他の利用者の利用の妨げとならないよう授乳、おむつ交換等ができる機能
 - (3) 子育てに関する相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
 - (4) 子育てに関する情報が必要な者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換ができる機能
 - (5) 子育てに関する支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能
 - (6) 子育てに関する支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能
 - (7) その他区長が必要と認める機能
- 4 実施施設の床面積の合計はおおむね300㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。
- 5 実施施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。

(事業の実施時間)

- 第5条 実施事業は原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を定め、休業日として定めなければならない。
- 2 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたる場合は、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）
- 3 事業の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない事情で休業する必要がある等区長が必要と認めるときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(対象者)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業に参加することができる。
- (1) 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者
 - (2) 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む。ただし、営利を目的とした活動を行う者を除く。）
 - (3) その他特に区長が必要と認めた者

(守秘義務)

- 第7条 本事業に関わる者は、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も、また同様とする。

(参加料)

第8条 実施事業の参加料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費等で、特定の個人の利用に係る経費を、運営者が利用者から徴収することは妨げない。

(拠点サテライト)

第9条 第4条第1項に規定する実施施設の事業を補完するため、既存の実施施設とは別に、サテライト施設（以下、「拠点サテライト」という。）を設置する。

2 拠点サテライトは、既存の実施施設の運営者により、既存の実施施設と一体的に運営する。

3 拠点サテライトでは、第3条各号に規定する事業のうち、第4号から第6号までを除く事業を実施する。また、運営者が同条第4号から第6号までの事業を実施する際には、拠点サテライトを活用して実施する。

4 拠点サテライトは、区長又は運営者が既存の建築物を賃借し、改修する等により確保するものとする。また、床面積の合計は、おおむね240㎡とする。

5 第4条第3項及び同条第5項、並びに第5条から第8条までの規定は、拠点サテライトに準用する。ただし、施設機能及び基準については、あらかじめ区長及び運営者が協議することにより、一部を省略し又は緩和することができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条第5項）

施 設	説 明
ア 出入口	(屋外) 屋外への出入口の幅は90cm以上とすること 屋外への出入口は車いす使用者等が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと
	(屋内) 出入口の幅は80cm以上とすること
イ 階段	両側に手すりを設けること けあげの寸法は、18cm以下とすること 踏面の寸法は、26cm以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は80cm以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そのうちそれぞれ1か所以上には、手すりを設けること
エ その他	施設内部には、段差部分がないこと

令和7年度横浜市港北区地域子育て支援拠点事業仕様書(案)

1 事業目的

市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として、港北区地域子育て支援拠点事業を行う。

2 基本理念

- (1) 事業の実施は、横浜市港北区地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 地域子育て支援拠点の運営法人(以下「運営者」という。)は、次の事業・施設運営の基本理念に基づいて、港北区(以下「区」という。)及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業・施設の運営にあたるものとする。

【事業・施設運営の基本理念】

- ア 区における、地域による子育て支援の拠点施設としての運営
- イ 子どもの視点に立ち、すべての就学前児童及びその養育者、並びに子育てに関する支援活動を行う者に開かれた運営
- ウ 子どもと家庭を支援する各種の行政等機関・地域等との連携を図る運営
- エ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる運営
- オ 子ども及びその養育者の育ちを支援するとともに、養育者自身が事業の担い手として関わることができる視点に立った運営
- カ 地域の人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指す運営
- キ 「横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方」に基づく運営

3 実施施設

- (1) 実施施設(主たる施設、サテライト施設、出張ひろば)は、横浜市港北区長(以下「区長」という。)が事業を実施するに相当と認める施設を、他に定めのあるものを除き、運営者が確保するものとする。
- (2) 実施施設の基準等は、実施要綱第4条の定めによる。

4 主たる施設の運営に関する事項

(1) 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長として1名配置すること。施設長は、この契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。その他、(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

(2) 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、実施要綱第5条の定めによる。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施す

ること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

ア 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供（親子の居場所事業）

目的 場の提供を通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、子育て当事者同士の仲間づくりを促進する。

実施方法 (ア)週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行うこと。
(イ)子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

【目指す拠点の姿】

- 利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。
- 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。
- 養育者と子どものニーズ把握の場になっている。
- 親（養育者）自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること（子育て相談事業）

目的 子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。

実施方法 居場所、相談室において相談に対応するほか、電話相談等を行う。

【目指す拠点の姿】

- 養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。
- 相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができていく。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること（情報収集・提供事業）

目的 区内等の子育てに関する情報を一元化し、提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消する。

実施方法 情報コーナーを設置する。また、多様な媒体を活用し、情報提供を行う。

【目指す拠点の姿】

- 区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。
- 子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。
- 拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること（ネットワーク事業）

目的 ネットワーク化を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性化、活動の課題解決を図る。

実施方法 既存のネットワークと十分に連携し、地域の子育て支援に関わる人々の意見・ニーズを踏まえ

てネットワークを推進する。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。
- ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)

目 的 子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

実施方法 支援者の養成講座、活動へつなぐ実地研修、レベルアップ研修等を実施し、サークル活動等の育成支援を行う。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。
- 養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。
- 広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。
- これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

(横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)

目 的 横浜市子ども青少年局を本部として実施する「横浜子育てサポートシステム事業」の区における区支部事務局を運営することを通じて、区内の子育て家庭の主に子どもの預かりに係る支援ニーズを充足するとともに、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図る。

実施方法 横浜子育てサポートシステムに登録を希望する市民への入会説明、会員管理(登録、変更、退会、更新等)、援助活動の調整、提供会員研修会(予定者研修、フォローアップ研修)、会員交流会の企画実施など、区支部事務局の担当業務を行う。詳細の実施条件については、別紙「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」とおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。
- 養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。
- 会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。
- 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。

キ 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

目的 子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用を支援する。これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行う。

実施方法 電話や面接等による個別相談に応じ、拠点が持つ情報やネットワークを活用しながら、養育者に適した選択肢の提示、養育者主体の選択の支援、支援窓口等の案内・仲介などを行う。また、日常的に地域の社会資源との関係を築き、情報や課題の共有、資源同士をつなげるコーディネート等を行う。詳細の実施条件については、別紙2「利用者支援事業の実施条件」とおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。
- 相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。
- 子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。

ク その他子育て支援として、区長が必要と認める事業(育児参加促進講座休日実施事業、一時預かり事業、妊娠期支援事業)

(ア) 育児参加促進講座休日実施事業

目的 両親等が共に参加しやすくなるよう休日(土・日・祝日)に育児参加促進に資する講座(取組)を実施すること。

実施方法 月に2回以上実施する。

(イ) 一時預かり事業

目的 保護者及びその家族の通院や休養、家事、冠婚葬祭、きょうだい児の用事等を理由に、一時的に児童を預かることで、保護者の育児にかかる心身の負担軽減を図り、児童の健やかな成長を支えること。

実施方法 拠点およびサテライトにおいて実施する。詳細の実施条件については「横浜市港北区地域子育て支援拠点一時預かり事業実施要綱」とおりとする。

(ウ) 妊娠期支援事業(地域土曜両親教室、オンライン両親教室、みんなの両親教室(プレパパ・第2子向け))

目的 パートナーも参加しやすい平日夜間や土曜日に、地域子育て支援拠点やオンラインで先輩家族との交流等を行う両親教室を実施すること。また、これから父親になる方や第2子以降を妊娠されている方に向けて、出産・子育てに向けた心構えや準備等について学ぶ講座を実施すること。

実施方法 土曜両親教室、オンライン両親教室、みんなの両親教室の実施場所・プログラム内容は区と協議の上決定する。回数は近年の実施回数を目安とする。参加者の募集

は受託者が行うものとし、参加対象者は原則、港北区在住かつ初めての出産を迎える方(第2子向けは除く)の両方を満たす妊婦及びそのパートナー、家族。受託者は、プログラムの内容を記載した計画書を実施前に区へ提出し、実施報告は区の指定した様式で毎翌月10日までに区へ提出すること。その他この仕様書に記載のない事項については区と受託者が協議の上、定めることとする。

(4) ホームページ、パンフレット等の作成

地域子育て支援拠点及びその実施事業等について、利用者に広く周知するためのホームページを作成すること。また、パンフレット、チラシなど紙媒体によっても周知を図ること。

(5) 「地域子育て支援拠点サイト」(以下、「拠点サイト」という。)の活用

地域子育て支援拠点及びその実施事業等において、利用登録や入退館、各種申し込み等、オンライン手続きを促進し、市民サービスの向上を図ること。

5 その他施設の運営に関する事項

5.1 サテライト施設

(1) 地域子育て支援拠点の事業を補完するため、主たる施設とは別に、区が確保したサテライト施設(以下、「サテライト施設」という。)において事業の一部を実施し、主たる施設と一体的に運営する。

(2) サテライト施設における事業内容

ア 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長を補佐する現場責任者を1名配置すること。現場責任者は、施設長の指揮監督のもと、サテライト施設における業務従事者を指揮監督するものとする。その他、ウ 業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

イ 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、原則として主たる施設と同様とする。

ウ 業務内容

本仕様書第4項第3号に定める業務内容のうち、アからウまで、並びにキ及びクを実施する。事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。また、運営者がエからカまでの事業を実施する際は、サテライト施設を活用して実施する。

エ ホームページ、パンフレット等の作成

本仕様書第4項第4号の定めを準用する。

オ 拠点サイトの活用

本仕様書第4項第5号の定めを準用する。

(3) サテライト施設の施設基準等は、実施要綱第9条第5項の定めによる。

5.2 出張ひろば

(1) 出張ひろばにおける事業内容

ア 人員配置

スタッフを2名以上配置すること。うち1名は拠点スタッフとする。

イ 事業の実施時間、実施日、休業日

週1回、1日5時間行うこと。なお、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない場合の対応は実施要綱第5条4項の定めによる。

ウ 業務内容

本仕様書第4項第3号に定める業務内容のうち、アからウまでを実施する(実施方法は本項に従う)。事業ごとに目的を踏まえて、本項の実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

6 情報の取扱に関する事項

(1) 個人情報保護の措置

運営者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。また、拠点サイトの活用を含む個人情報を取り扱う事務の実施にあたっては、別添の「地域子育て支援拠点業務フロー上の個人情報保護措置」及び「横浜市地域子育て支援拠点サイト個人情報保護方針」、「横浜市地域子育て支援拠点サイト利用規約」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

7 施設運営に関する事項

(1) 業務従事者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を区に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに報告すること。

(2) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。

(3) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めること。

(4) 各施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。

(5) 各施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。

(6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には報告を行うこと。

(7) 省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市の「ヨコハマ プラ5.3計画」の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。

(8) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。

8 各施設の利用に関する事項

- (1) 利用者が各施設を利用する際のルールについては、区と協議し、定めること。
- (2) 利用者は、原則として登録制とし、利用の都度、受付を行うこと。円滑に利用受付ができるよう、拠点サイト上で二次元バーコードにより受付を行うこと。ただし、二次元バーコードにより受付を行うことが困難な場合は、その限りでない。

9 施設、設備、備品類等の管理に関する事項

- (1) 経費により購入した物品（取得価格30,000円以上の物品とする。）の所有権は区に帰属するものであること。運営者は、これらの物品を、台帳を整備し、ラベル等により、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (2) 遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば修繕し、又は廃棄すること。
- (3) 利用者による施設、設備、備品類等のき損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、運営者が業務の範囲内で行うこと。当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づくき損で、利用者に対し損害賠償を求めべきと判断される場合には、区と運営者で別途協議すること。

10 知的財産権等の取り扱いに関する事項

事業を運営する過程で発生する以下の事案に係る知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 運営者が作成した印刷物（印刷物の原版である電子データを含む。）
 - ア 毎月等定期的に利用者向けに発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営者に帰属する。ただし区は、区民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができる。
 - イ 上記以外の印刷物
作成にいたる経過等を踏まえて、区と運営者が協議して定める。
- (2) 運営者が開発した研修プログラム
運営者に帰属する。ただし横浜市内の各区において、当該区の区役所及び地域子育て支援拠点並びに横浜市役所が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施する場合には、運営者は当該研修プログラムを無償で使用させなければならない。
- (3) 施設愛称
施設愛称については、広く区民に公募して採用した経緯を踏まえて、港北区地域子育て支援拠点（サテライト施設を含む）の愛称としてのみ使用できるものであり、運営者が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとする。
- (4) 職員マニュアル
運営者が、本事業運営において、その従事者の行動基準として作成したマニュアル等については、その権利は運営者に帰属する。

11 事業報告

(1) 運営者は、毎月、前月分の次の事業の実施状況について、区及び子ども青少年局へ報告すること。

- ア 親子の居場所事業の利用状況
- イ 子育て相談事業の実施状況
- ウ 情報収集・提供事業の実施状況
- エ ネットワーク事業の実施状況
- オ 人材育成、活動支援事業の実施状況
- カ 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施状況
- キ 利用者支援事業の実施状況
- ク その他子育て支援として、区長が必要と考える事業の実施状況

また、運営者は毎月前月分のア及びイに関する事業実績報告について拠点サイトを活用し、区及び子ども青少年局へ報告すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業及び利用者支援事業の実施状況にかかる報告については、それぞれ別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」及び別紙2「利用者支援事業の実施条件」によるものとする。

(2) 運営者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

12 一般的事項

(1) 運営者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を主たる施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告するものとする。また、これらの関係書類等のうち、サテライト施設に関するものについては、サテライト施設に備え付け、常時記録を保管するものとする。

- ア 委託契約書(写)及び仕様書
- イ 会計関係書類
- ウ 人事労務関係書類
- エ 事業計画及び職員配置計画
- オ 事業実績記録、統計
- カ 利用者関係書類
- キ その他必要書類

(2) 運営者は、仕様書に明記がない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。

(3) 運営者は、本事業の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。

(4) 本仕様書に関して疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

13 その他

(1) サテライト施設の賃借料については、区が別に契約する相手方に支払い、主たる施設の賃借料、主たる施設及びサテライト施設の電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は運営者がそれぞれ契約の相手方に支払うこと。出張ひろば施設の使用料については、運営者が契約する相手方に支払うこと。また、運営者の契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などをしないこと。

(2) 收受した文書類は、受領日を記録し、内容の重要度に応じて保管期間を定め、保管すること。

なお、区にあてた文書又は取扱いに疑義のある文書については、区に回送し、その指示を受けること。

(3) 運営者は、各施設の運営及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業では、会員の援助活動中の万一の事故に備え、提供会員及び利用会員の子供にかかる傷害保険や援助活動にかかる賠償責任保険、また会員の研修会、交流会等の事故に備えた会合傷害保険に横浜市が加入するので、これに関して運営者が保険に加入する必要はないこと。

【参考】人員配置等

施設長 1名

子育てパートナー 1名

横浜子育てサポートシステムコーディネーター 2～3名

親子の居場所事業ほか 5～6名

※上記人数は、各区地域子育て支援拠点における人員配置等の実績をもとに、参考として示しています。

※すべての事業を確実に実行できる人員を配置してください。

※上記職員のうち、施設長、子育てパートナー、横浜子育てサポートシステムコーディネーター(内1名)は常勤職員とします。

※ひろばの利用状況やイベント等の実施により、配置人数は変動するものと考えます。

別紙1 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件

1 業務処理の原則

- (1) 業務は、原則として横浜市が定める「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」等、関係規定に基づいて行うこと。
- (2) 横浜子育てサポートシステム事業の本部及び他区支部事務局と十分連携、調整を図ること。
- (3) 実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を活用し、各施設の居場所スペースにおける預かりの試行(後述)等、連携を図りながら事業を推進すること。特に、事業を通じて提供会員等多くの支援人材との関係性が構築されることから、これを支援者ネットワーク事業、人材育成・活動支援事業の推進に十分活かすこと。

2 区支部事務局

- (1) 区支部事務局は、主たる施設内に設けること。
- (2) 区支部事務局には原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局専用の電話を設けること。
- (3) 区支部事務局開設時間は、週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員利便性等に配慮して行うこと。

3 コーディネーター

- (1) 上記の区支部事務局に係る業務を行う職員を横浜子育てサポートシステムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)という。
- (2) 主たる施設に配置する常勤職員のうち、1人は主にコーディネーターとしての業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。
- (3) 上記責任者を含め、区支部事務局には常勤職員、非常勤職員を問わずコーディネーターとしての業務を行う者を、常に配置すること。
- (4) コーディネートの一貫性に配慮し、コーディネーターとしての業務を行う職員は、全体で6人程度を上限の目安とすること。

4 入会説明

- (1) 区支部事務局の来所者に対する個別説明や来所が困難と考えられる人に対する訪問による説明等、入会希望者の意向を十分に把握でき、できる限り入会希望者の利便性に配慮した方法により実施すること。
- (2) 入会希望者が制度理解を深めることができるよう、原則として入会希望者と対面で行うこと。

5 会員管理

- (1) 新規会員に係る一連の事務(入会申込書の受理・処理、システム登録、会員証発行等)を行うこと。
- (2) 会員情報の変更、退会等の対応とともに、会員の登録に関しては、本部の指示のもと、年度ごとに更新・整理を行うこと。
- (3) 子サポde あずかりおためし券に係る一連の事務(配付、管理、申請のとりまとめ等)について、本部の指示

のもと行うこと。

6 援助活動の調整

援助活動の調整は、コーディネーターが行い、会員間の連絡調整の仲介、援助活動に当たっての会員相互の事前打ち合わせへの同席など、援助活動が円滑に行われるための調整を十分に行うこと。

7 提供会員研修

- (1) 提供会員としての入会希望者に対しては、提供会員予定者研修を企画・実施し受講させること。
- (2) 援助活動の質の向上や安全確保のため、区内の提供会員に対するフォローアップ研修を企画、実施すること。
- (3) 企画にあたっては、会員ニーズを踏まえた適切な内容とし、提供会員の状況把握の機会として活用すること。

8 提供会員増加に向けての取り組み

地域の住民同士による援助活動が促進されるよう、利用会員と提供会員の区内の配置バランスを検討し、提供会員増加のための周知活動やイベント等を企画し、実施すること。

9 会員交流会

- (1) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するため、区内の会員等を対象とした交流会を企画、実施すること。
- (2) 企画に当たっては、会員ニーズを踏まえるとともに、会員の状況把握の機会や援助活動の質の向上の機会として活用すること。

10 施設内の居場所スペースにおける援助活動

個人宅での1対1の預かりに対する会員の不安を緩和し、活動を促進するため、施設内の居場所スペースにおける提供会員による預かりを必要に応じて実施すること。

11 両方会員による援助活動の促進

子育ての当事者同士の助け合いを促進するため、両方会員の登録と、両方会員による預かりを進めること。

12 事業報告

毎月の援助活動実績について拠点サイトを活用し、区及び本部に報告すること。

別紙2 利用者支援事業の実施条件

1 業務処理の原則

実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を基盤として、一体的に機能させ、また、これを拠点事業全体の推進に十分活かすこと。

2 利用者支援専任職員

- (1) 上記の業務を行う職員を利用者支援専任職員（以下「専任職員」という。）という。
- (2) 各施設に配置する常勤職員のうち、各施設1人を専任職員として本業務を行うこと。
- (3) 専任職員は、子育て支援に理解が深く、意欲的な活動が期待できる者で、次の要件を備えていること。
 - ア 地域子育て支援拠点等、地域における子育て支援活動または活動支援の経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通した者
 - イ 子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)または市が認めた専任職員向けの研修課程をすべて修了した者

3 実施方法

- (1) 各施設内で、親子の居場所の提供時間に合わせて実施すること。また、必要に応じて、子育て中の親子が集まる場を活用した相談を行う。（家庭訪問は含まない。）
- (2) 各施設に専用の電話を設けること。
- (3) 相談を受ける際には、プライバシーの保護に配慮すること。

4 業務内容

- (1) 利用者支援
 - ア 電話・面接等での個別相談に応じること。
 - イ 養育者が、必要な支援機関を適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
 - ウ 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、養育者主体の選択の支援・支援窓口等への案内・仲介等を行うこと。
- (2) 地域連携
 - ア 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、関係機関や地域の社会資源との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図ること。
 - イ 専門的な対応を要する相談については、速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行うこと。
 - ウ 関係機関に案内・仲介した後も、支援に携わるネットワークの一員として、役割分担に応じて支援を行うこと。

5 事業報告

毎月の事業実績について拠点サイトを活用し、区及び子ども青少年局へ報告すること。

横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人募集要項

横浜市港北区地域子育て支援拠点の運営法人を募集します。

1 地域子育て支援拠点事業の概要、法人選定の趣旨

(1) 地域子育て支援拠点の施策上の位置付け及び運営法人募集の趣旨

地域子育て支援拠点（以下「拠点」という。）は、横浜市において策定された「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～」において、基本施策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設です。

港北区（以下「区」という。）については、平成 18 年 3 月に拠点を設置し、平成 28 年 3 月に拠点の出先施設として拠点サテライトを設置し、現在運営をしておりますが、運営 4 期目の最終年度となる本年度をもって現在の運営法人による運営期間が満了することに伴い、次年度以降の運営法人を募集するものです。

横浜市子ども・子育て支援事業計画はこちらを参照してください。

⇒ URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/tagengo.html>

(2) 事業実施の方法

事業は、区と運営法人が、事業目的を共有しながら協働で実施していくこととし、区と運営法人は、協働契約（委託契約型）を締結します。協働契約（委託契約型）に基づき、区は運営法人に対して、事業に係る経費を支払います。

契約締結の後、運営法人には、事業を実施するための施設（以下「実施施設」という。本募集要項の 2（3）イ 実施施設を参照。）において事業実施していただきます。

(3) 拠点の機能及び対象者

拠点の基本的な機能及び対象者としては、以下を想定しています。これらに加え区が必要と考える機能を付加しています。各機能の詳細（目指す姿）は、別添仕様書（案）の 4（3）業務内容を参照ください。

（原則として未就学児の）子育てをする家庭へのサービス提供の機能

- ①親子の居場所機能……………乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ②子育て相談機能……………子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③子育て情報収集・提供機能……………子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④利用者支援機能……………個々のニーズに応じた相談対応と関係機関等との協働の関係づくりに関すること

地域で子育ての支援に関わる方への支援の機能※

- ⑤子育て支援ネットワーク機能……………子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑥子育て支援人材育成機能……………子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること

地域ぐるみでの子育て支援の促進※

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能
……………地域の住民同士で子どもを預け預かる支え合いの促進に関すること

※拠点サテライトでは、⑤～⑦の機能を除く。ただし、運営者が⑤～⑦を実施する際には、拠点サテライトを活用して実施する。

(4) 運営法人選定の趣旨

拠点が、その機能を効果的に発揮できるよう、運営法人には「子育てをする家庭を支援する資質、能力」及び「地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、運営法人の選定は、提案の資格を満たす法人を広く公募し、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、提案内容を評価します。（プロポーザル方式による委託の受託者の特定）

提案内容の事業運営に関する計画の記載については、これまでの5か年度で取り組んできた拠点事業の連続性や継続性も考慮し、別添「港北区地域子育て支援拠点事業評価シート」における成果と課題などの内容を十分踏まえたうえで計画、選定申請書類を作成してください。計画の評価に際しては、計画の内容がこれらの課題に対して優れたものであると判断する場合に、加点するよう評価項目を設定しています。

2 公募の条件

(1) 運営者とする法人の種類

運営者は、次のいずれかに該当する法人とします。

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- イ 市内の医療施設を経営する医療法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- エ 市内の幼稚園を経営する学校法人等

(2) 提案の資格

提案の資格は、次の各号全てに該当する法人とします。

- ア 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿（※）に登載されていることまたは協働契約（委託契約型）を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- イ 宗教活動または政治活動を主たる目的としていないこと。

一般競争入札参加有資格者名簿について

※横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査（市税の滞納がないこと等）を行い有資格者として認められた者を登載した名簿です。名簿登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

※登録種目・細目コードは、333-Z（福祉サービス・その他）または 350-Z（その他の委託等）とします。

※本事業の申請締め切りまでに名簿登載が間に合わない場合でも、入札参加資格審査を申請済みで、資格について審査中である場合には、本事業の提案（申請）を受け付けます。

※入札参加資格審査申請については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照してください。

URL <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

(3) 事業実施内容等に係る基本的事項

拠点における事業実施内容等は、次の各項目の他、別添の仕様書（案）の定めによります。なお、仕様書（案）はあくまで現時点の案であり、実際の事業実施内容と異なる場合があります。

ア 運営期間

運営期間は、原則として令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

イ 実施施設

運営法人には、次の施設で実施していただきます。

【主たる施設】港北区地域子育て支援拠点事業実施施設

所在地：横浜市港北区大倉山3丁目57-3

構造等：鉄骨造2階建て

床面積：延334.6㎡

【サテライト施設】港北区地域子育て支援拠点事業実施施設（拠点サテライト）

所在地：横浜市港北区綱島東3丁目1-7

構造等：重量鉄骨造2階建て陸屋根

床面積：延307.8㎡

ウ 実施日

事業は土曜日及び日曜日のいずれか1日または両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めることとします（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業日とします）。

エ 事業実施時間

午前9時から午後5時まで

注1：親子の居場所事業については、週5日以上、1日6時間以上開設することが条件です。

当該条件を満たしていれば、例えば午前10時から午後4時まで等、事業実施時間内で開設時間を別に設定することは可能です。

注2：横浜子育てサポートシステム区支部事務局については、開設時間は週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員の利便性等に配慮してください。

注3：利用者支援事業については、親子の居場所の提供時間に合わせて実施してください。

オ 人員配置

別添仕様書(案)の4(3)、5.1(2)、5.2(1)に掲げる業務内容等を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

【主たる施設】 港北区地域子育て支援拠点

職員の種類	説明
常勤職員	週 35 時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち 1 人を施設長とする。 ※また、施設長以外の 1 人を、主に子育てサポートシステムのコーディネーター（別添仕様書〔案〕を参照。以下「コーディネーター」という。）の業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。 さらに、施設長及びコーディネーター以外の 1 人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週 35 時間未満の勤務となる者をいう。

【サテライト施設】 港北区地域子育て支援拠点（サテライト）

職員の種類	説明
常勤職員	週 35 時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち 1 人を現場責任者とする。 ※また、現場責任者以外の 1 人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週 35 時間未満の勤務となる者をいう。

【人件費の考え方】

人件費は、以下に基づいて委託料に積算します。配置人数を増やす場合、開所日数を増やす場合または法人の給与体系が以下に示す金額より多い場合であっても、人件費の加算は行いません。（実際に支払う給与額を、下記金額にしなければならないわけではありません。）

- 常勤（施設長） 年額 5,419,908 円
- 常勤（現場責任者） 年額 4,887,804 円
- 常勤（施設長以外） 年額 4,483,908 円
- 常勤（コーディネーター） 年額 4,483,908 円
- 常勤（利用者支援専任職員） 年額 4,483,908 円
- 非常勤（1人当たり） 年額 2,036,928 円
- 非常勤（コーディネーター） 年額 2,036,928 円

注1：常勤職員は社会保険料、労働保険料等及び期末等諸手当を含む額。

非常勤職員は労働保険料（雇用保険、労災保険）及び交通費を含む額。

注2：上記金額は、現時点で予定している金額であり、年度により変更する可能性があります。

カ 利用者からの参加料の徴収

実施事業の参加料は無料とし、利用者から参加料を徴収できません。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することはできません。

キ 委託料として支払う経費（予定）

区はオの人件費に加え、次の経費を委託料として運営法人に支払います。

人件費を含めた事業費の総額は、4月に事業を開始することとし、約11,600万円を見込んでいます（現時点の予定であり、変更することもあります。また、委託料について消費税は非課税となります）。

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、委託料には人件費、賃借料、光熱水費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払いは前金払いとします。ただし、契約締結当初に一括払ではなく分割払とし、原則として毎月、必要と考えられる額を支払います。

人件費以外の経費の例(現時点での案です。実際の経費と異なる場合があります。)

- 施設費 賃借料、光熱水費、非常通報システム使用料
- 事業費 一般健康診断、講師等謝金、出張旅費、消耗品費(事務・日用品、材料等)、図書等購入費、被服費、コピー機リース・保守・消耗品供給契約料、印刷製本費、通信費、ホームページ運営費、広報費、行事費、会議費、備品費、修繕料、保険料、その他雑費、震災対策物品購入費

ク 個人情報保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、協働契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

ケ 苦情解決の仕組み

運営法人は利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えていただきます。

(4) 協働契約（委託契約型）

ア 契約締結

運営期間中、区は毎年度、事業の協働契約（委託契約型）を運営法人と締結します。契約締結時には、区と運営法人で当該年度の事業実施について、双方の役割を分担し、協働契約書（委託契約型）別表として、役割分担確認表を策定します。

ただし、事業の実施結果、内容が著しく不十分である場合などには、運営期間中であっても協働契約（委託契約型）を更新しないことがあります。また、運営法人選定後から運営期間中において、次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認められる場合には、選定結果の取消しまたは運営の停止を命じることがあります。

- 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- 協働契約（委託契約型）について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

イ 事業評価

毎年度末に当該年度の事業の成果や課題、次年度に取り組むべき事柄等について、区と運営法人で相互に事業評価を行います。さらに、原則として運営3か年度目には、有識者を交えた事業評価を行います。そして、運営期間の最終年度である5か年度目には、5か年間の協働事業の総括を行います。

また、事業評価結果については、ホームページ等で市民に向けて公表します。

(5) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和7年度予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

3 法人選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和6年8月29日（木）	法人募集実施の公表 港北区ホームページに掲載
同8月30日（金）～9月26日（木）	参加意向申出書の提出
同10月3日（木）	参加資格確認結果通知書、申請 関係書類提出要請書の通知
同10月4日（金）～10月10日（木）	質問書受付期間
同10月18日（金）	質疑の回答（ホームページ掲載）
同10月21日（月）～10月29日（火）	提案書の受付
同11月5日（火）～11月21日（木）	選定委員会開催（書類選考、法人 プレゼンテーション等）
同12月23日（月）	選定結果通知

(2) 提案書提出希望（プロポーザル参加）の確認

提案書の提出を希望する者の資格を確認します。

ア 参加意向申出書の提出

(ア) 提出書類

- ① 参加意向申出書（別添） 1部
- ② 法人登記簿謄本（写） 1部
- ③ 参加資格の条件を満たす法人（本募集要項の2(1)運営者とする法人の種類を参照。）であり、市内における活動状況がわかる資料（様式はありません。既存のものでもかまいません。） 1部

(イ) 受付期間及び時間

令和6年8月30日（金）から9月26日（木）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

(ウ) 提出場所

横浜市港北区役所1階 こども家庭支援課（窓口番号14番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

イ 提案資格確認結果の通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。また、提案資格を有することを認めた場合には、プロポーザル関係書類提出要請書を送付します。

(ア) 通知日 令和6年10月3日(木)

(イ) その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求められます。なお、書面は港北区が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3) 質問書の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

ア 提出期間 令和6年10月4日(金)から10月10日(木)まで

イ 提出先 横浜市港北区こども家庭支援課こども家庭係

電子メールアドレス ko-kodomokatei@city.yokohama.jp

FAX 番号 045-540-3026

ウ 提出方法 電子メールまたはファクシミリ(着信確認を行ってください。)

※来庁及び電話による問合せには一切応じられません。

エ 回答日及び方法 令和6年10月18日(金)までに横浜市港北区ホームページに掲載します。

(4) 提案書提出方法

ア 提出書類

別添の「提出書類一覧」のとおり

※提出の際、「提出書類一覧」のうち提案書、様式I、決算書等以外の複数部数提出する書類については、それぞれ1部ずつを順番にまとめて一式とし、A4サイズのファイルにとじてください。

また、とじた書類の様式番号ごとにインデックスを貼り、該当の書類がすぐに分かるようにしてください。

イ 提案書類受付期間及び時間

令和6年10月21日(月)から10月29日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に

「6 問い合わせ先」へ御連絡いただき、日程調整のうえ、お越しく下さい。

ウ 提出場所

横浜市港北区役所 1 階 こども家庭支援課（窓口番号 14 番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

エ その他

- (ア) 所定の様式が定められている場合、所定の様式以外の書類については受理しません。
- (イ) アの提出書類の他に、本市の判断により追加書類の提出を求めることがあります。
- (ウ) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (エ) プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。
- (オ) 提案内容の変更は認められません。

(5) 選定方法

運営法人の選定に当たっては、区は外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づき、別添の評価指標を用いて提案内容の評価をします。なお、応募団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会による評価を実施します。

区は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、運営法人を選定します。

ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (イ) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (ウ) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (エ) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

イ 選定委員会

子育て支援に理解のある地域関係者、子育て支援に関する有識者などを委員として予定しています。

- (ア) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

選定委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対して（イ）の日程にプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングに応じていただきます。

- (イ) 実施予定日 令和 6 年 11 月 21 日（木）
- (ウ) その他

時間等詳細については、別途お知らせします。

ウ 最低評価基準の設定

選定委員会に出席した全選定委員の持ち点数の合計の6割に満たなかった場合は、非選定とします。

エ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点の法人があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

オ 選定委員会において委員が欠席した場合の措置

選定委員が評価を行う委員会を欠席した場合は、その委員の点数は集計対象とはしません。

(6) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和6年12月23日(月)までに行います。

イ その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、港北区が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。

エ 本市が作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

オ 運営法人の選定後、提案の概況(経過、申請者名等)、審査内容の概要及び提案者の得点等については区ホームページ等において公表します。

(8) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各区局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後または指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとしします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

なお、受託候補者として特定されている者が契約締結を行わないまたはその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

(9) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本プロポーザルに関して提案者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる者

カ プレゼンテーション、ヒアリングに出席しなかった者

(10) その他

ア 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴法人の負担とします。

イ 手続において使用する言語及び通貨

(ア) 言語 日本語

(イ) 通貨 日本国通貨

ウ 契約書作成の要否

要する。

4 法人選定後の諸注意

(1) 見積書の提出、契約書の作成

運営法人として選定された後は、協働契約（委託契約型）の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。契約金額は、区があらかじめ定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、本事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。契約の可否は、経費の合計額（見積総額）により決定します。契約に際しては、この見積額を契約金額とします。

契約金額の決定後は、契約書を作成していただきます。本件契約は、令和7年4月1日に契約書を交換することによって確定するものとします。

なお、契約書作成に係る印紙税については運営法人に負担していただきます。

(2) 施設愛称について

現在、港北区地域子育て支援拠点については「どろっぷ」、港北区地域子育て支援拠点（サテライト）については「どろっぷサテライト」という施設愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営法人におかれても、引き続き使用していただき、施設運営を行っていただきます。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営法人からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただくのは、おおむね次の業務です。

また、準備業務にかかる人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

ア 現運営法人からの引継ぎ業務

イ 事業計画書等作成業務

ウ 区との連携・調整業務

(4) 実施施設の内装、設備について

拠点事業の実施施設は、現在の運営法人（以下「現法人」という。）が賃借物件に内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現法人が拠点運営法人でなくなった場合には、新たな運営法人（以下「新法人」という。）に引き継ぐこととなっています。このため、新法人には実施施設の内装、設備を、現法人から譲り受け、拠点事業を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 備品類について

仕様書にも示したとおり、現法人が委託料により購入した取得価格30,000円以上の物品は、区に帰属するものとなっています。この条件に該当するもので、現法人が管理・使用している備品類は、新法人に管理・使用していただくこととなります。ただし、引き続き、物品は区に帰属します。

管理・使用していただく備品類の具体的な品目、数量等については、別添の備品リストを参照してください。

(6) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合または運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

5 別添資料等

- (1) 令和7年度港北区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- (2) 参加意向申出書
- (3) 質問書
- (4) 提出書類一覧
- (5) 運営法人提案書
- (6) 選定委員会 評価指標
- (7) 横浜市港北区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- (8) 横浜子育てサポートシステム事業実施要綱
- (9) 横浜子育てサポートシステム事業会則
- (10) 見積書の作成例
- (11) 備品リスト

6 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、3（3）に従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市港北区こども家庭支援課こども家庭係

担当者 矢原、米山

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

電 話 045- 540-2340 電子メールアドレス ko-kodomokatei@city.yokohama.jp

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：港北区地域子育て支援拠点運営法人選定

連絡担当者

所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

質 問 書

件名：港北区地域子育て支援拠点運営法人選定

質 問 事 項

所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

※ 質疑は、簡潔、明瞭に記載してください。

※ 質疑の趣旨を確認するため、担当者あてに照会をする場合があります。

※ 選定の基準、ヒアリング事項など、選考等に影響のある内容の質問には、詳細に回答しない場合があります。

提出書類一覧

I 法人の概要・財務状況等

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
	提案書		1
I-1	法人の連絡先	担当者名、役職、電話番号等	1
様式なし	法人の概要	<p>※ 以下の事項が分かる資料（既存のもので構いません。）</p> <p>※ 法人名を記載しないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の沿革について ・法人の概要、運営に関する資料（事業概要、経営理念、方針や、管理体制などがわかる資料を添付。） 	10
様式なし	定款等	最新のもの	1
様式なし	決算書等	<p>(1)最近3年間の決算書類</p> <p>* 法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表</p> <p>* 現在経営（運営受託施設を含む）施設の決算書類も含む。</p>	1
		<p>(2)最近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況</p>	1
様式なし	<p>男女共同参画及び女性活躍の推進に係る届け出等</p> <p>※評価申請する場合のみ</p>	<p>労働局の受付印のある次世代育成支援対策推進法における「一般事業主行動計画の写し」（※計画期間内であること）</p>	10
		<p>労働局の受付印のある女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における「一般事業主行動計画の写し」（※計画期間内であること）</p>	10
		<p>次世代育成支援対策推進法に基づく（くるみん、プラチナくるみん）</p> <p>「基準適合一般事業主認定通知書の写し」</p> <p>または</p> <p>「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」</p>	10
		<p>女性活躍推進法に基づく（えるぼし）</p> <p>「認定通知書の写し」</p>	10
		<p>横浜市政策局による「よこはまグッドバランス賞」の</p> <p>「認定通知文の写し」</p> <p>または</p> <p>「認定証の写し」</p> <p>（※認定期間内であること）</p>	10

		「障害者雇用状況報告書の写し」 または 従業員 43.5 人未満の事業者で、障害者を 1 人以上雇用していることの証明書	10
		健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得による 「認定証の写し」 または 横浜健康経営認定証のクラス AAA またはクラス AA の認証の取得による 「認証通知書の写し」	10
I - 2	提案書の開示に係る意向申出書		1

II 子育て支援関連事業の活動状況等の実績

※文章中に法人名を記載しないでください。

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
II	法人の子育て支援関連事業についての考え方、活動実績報告等	横浜市の子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て支援関連事業への取組についての考え方等 過去 5 年間の子育て支援関連の活動実績（既存資料を別添とすることも可。）	10

Ⅲ 事業運営に関する計画

※文章中に法人名を記載しないでください。

様式No.	提出書類	主な記載事項等	部数
Ⅲ-1	地域子育て支援拠点運営の理念	運営方針、社会福祉事業であることを踏まえた拠点運営の考え方、区の子育て家庭のニーズを踏まえての港北区を希望した理由等	10
Ⅲ-2	経営方針	経営効率や費用対効果を高める取組について考え方等	10
Ⅲ-3	スタッフの確保・育成の考え方	採用・配置の考え方及び育成・研修の考え方等	10
Ⅲ-4	職員配置の考え方	職員の配置の考え方及びスタッフ間の連携の図り方	10
Ⅲ-5 事業実施にあたっての考え方			
①	親子の居場所について	親子の居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握及び交流促進等の考え方等	10
②	子育て相談について	実施方法、関係機関との連携、プライバシーへの配慮等について考え方	10
③	子育てに関する情報の収集及び提供について	情報収集・提供の方法・工夫等	10
④	地域との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携の進め方、ネットワークを活かした地域との連携方法等	10
⑤	子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援について	新たな子育て支援人材の発掘・育成方法、地域の子育て支援活動を活性化するための方法、活動者のスキル向上のための支援についての考え方等	10
⑥	横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について	子育てサポートシステムに多くの区民が参画する方法、会員が活動を継続できるための支援方法等	10
⑦	利用者支援事業について	事業周知や事業を利用しやすくするための工夫、相談対応等の基本姿勢、拠点の他の機能を活用した取組、専任職員の資質等	10
⑧	一時預かり事業について	一時預かり事業にあたって専任職員が重視すべき基本姿勢、従事者のスキル向上のための支援についての考え方等	10
Ⅲ-6	事業費の見込み	申請時点で想定している事業費の内訳	10
Ⅲ-7	事業内容の質の確保・向上に関する考え方	区役所との連携、利用者意見の把握、個人情報保護、事故防止等についての考え方	10

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

印

提 案 書

下記の書類を添えて、募集要項及びその他資料を熟知のうえ、次の件について、提案書を提出します。

件名：港北区地域子育て支援拠点運営法人選定

(1) 法人の連絡先（様式Ⅰ－１）（１部）

(2) 法人の概要・財務状況等

- ①法人の概要（10部）
- ②定款等（1部）
- ③最近3年間の決算書類（1部）
- ④最近3年間の補助金、公的機関からの融資、寄付金等の状況（1部）
- ⑤男女共同参画及び女性活躍の推進に係る届け出等（10部）※評価申請する場合のみ

(3) 提案書の開示に係る意向申出書（様式Ⅰ－２）（１部）

(4) 法人の子育て支援関連事業についての考え方、活動実績報告等（様式Ⅱ）（10部）

(5) 事業運営に関する計画（各10部）

- ①港北区地域子育て支援拠点運営の理念（様式Ⅲ-1）
- ②経営方針（様式Ⅲ-2）
- ③スタッフの確保・育成の考え方（様式Ⅲ-3）
- ④職員配置の考え方（様式Ⅲ-4）
- ⑤親子の居場所について（様式Ⅲ-5①）
- ⑥子育て相談について（様式Ⅲ-5②）
- ⑦子育てに関する情報の収集及び提供について（様式Ⅲ-5③）
- ⑧地域との連携・交流について（様式Ⅲ-5④）
- ⑨子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援について（様式Ⅲ-5⑤）
- ⑩横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について（様式Ⅲ-5⑥）
- ⑪利用者支援事業について（様式Ⅲ-5⑦）
- ⑫一時預かり事業について（様式Ⅲ-5⑧）
- ⑬事業費の見込み（様式Ⅲ-6）
- ⑭事業内容の質の確保・向上に関する考え方（様式Ⅲ-7）

法人の連絡先

法人名		
連絡先	担当者	ふりがな
	役職名	
	住所	〒
	電話	TEL FAX
	E-mail	
連絡先	担当者	ふりがな
	役職名	
	住所	〒
	電話	TEL FAX
	E-mail	

* 連絡先の担当者名は、実務担当者を含め複数名記入願います。

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地

法人名称

代表者職氏名

印

提案書の開示に係る意向申出書

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて次のとおり意向を申し出ます。

件名：港北区地域子育て支援拠点運営法人選定

上記の件について、

1. 提案書の開示を承諾します。
2. 提案書の非開示を希望します。

理由：

※本申出書は提案書の内容を非開示とすることを確約するものではありません。「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合があります。

連絡担当者

所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail

経 営 方 針

経営効率や費用対効果を高める取組についての考え方や計画を具体的に記載してください。

スタッフの確保・育成の考え方

1 拠点の運営理念や事業計画を踏まえたスタッフ採用・配置の考え方や計画を具体的に記載してください。

2 スタッフの育成・研修体制の考え方や計画を具体的に記載してください。

職員配置の考え方

1 主たる施設の職員について

No.	従事する業務	勤続年数または新規の別	性別	年齢	資格	関連職務経験	常勤・非常勤の別
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

※上記職員の配置が分かるよう、職員No.ごとの勤務形態を記入してください。
 (勤務時間について午前・午後、終日など分かるように記載してください。)

職員No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
日曜日										
月曜日										
火曜日										
水曜日										
木曜日										
金曜日										
土曜日										

2 サテライト施設の職員について

No.	従事する業務	勤続年数または新規の別	性別	年齢	資格	関連職務経験	常勤・非常勤の別
1							
2							
3							
4							
5							

※上記職員の配置が分かるよう、職員No.ごとの勤務形態を記入してください。
(勤務時間について午前・午後、終日など分かるように記載してください。)

職員No.	1	2	3	4	5
日曜日					
月曜日					
火曜日					
水曜日					
木曜日					
金曜日					
土曜日					

3 スタッフ間の連携の図り方について記入してください。

親子の居場所について

【予定している開設日及び時間】

開設曜日（○をつける） 日 月 火 水 木 金 土

開設時間 _____時から_____時まで

開設曜日、時間の設定の考え方

- 1 利用者を温かく迎え入れる場づくりについて具体的に記載してください。

- 2 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくりについて具体的に記載してください。

- 3 養育者と子どものニーズを把握するための工夫について具体的に記載してください。

- 4 親（養育者）自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等について具体的に記載してください。

- 5 子どもにとって安全な環境（衛生管理・事故防止）の確保について具体的に記載してください。

- 6 居場所について「港北区地域子育て支援拠点事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援について

- 1 地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫を具体的に記載してください。

- 2 新たな子育て支援人材を発掘・育成するための方法、工夫について具体的に記載してください。

- 3 地域で子育て支援に関わっている人のスキル向上のための支援についての考え方、方法を具体的に記載してください。

- 4 子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組について具体的に記載してください。

- 5 妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え、学び合う機会づくりについて具体的に記載してください。

- 6 人材育成について「港北区地域子育て支援拠点事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について

- 1 子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者の参画を得るための広報・周知活動の方法、工夫について具体的に記載してください。

- 2 会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割について具体的に記載してください。

- 3 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法について具体的に記載してください。

- 4 会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫について具体的に記載してください。

- 5 横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業について「港北区地域子育て支援拠点事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

利用者支援事業について

- 1 利用者支援事業を区民に広く周知する方法や養育者が気軽に利用しやすくするための工夫をどのようにしていくか具体的に記載してください。

- 2 相談対応や選択肢の提示、選択の支援にあたって専任職員が重視すべき基本姿勢について、どのように考えているか具体的に記載してください。

- 3 相談対応及び関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能をどのように活かして取り組んでいくか具体的に記載してください。

- 4 利用者支援事業の専任職員について、どのような資質が求められると考えているか具体的に記載してください。

- 5 利用者支援事業について、「港北区地域子育て支援拠点事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画を具体的に記載してください。

事業費の見込み

現時点で想定している事業費の内訳を記載してください。

注) 記載した事業費が、実際に支払う事業費になるわけではありません。委託契約の際には、別途見積書を提出していただき、金額を決定します。

【主たる施設】

項目	細目	金額	説明（計算、内訳、用途等）
人件費	常勤職員（施設長）		
	常勤職員		
	常勤職員		
	常勤職員		
	常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
		小 計	
施設費	賃借料		
	光熱水費		
	非常通報システム使用料		
	小 計		
事業費	【親子の居場所にかかる経費】		
	【子育て相談にかかる経費】		
	【子育て情報収集・提供にかかる経費】		
	【地域との連携にかかる経費】		
	【人材育成にかかる経費】		
	【横浜子育てサポートシステム区支部事務局事業にかかる経費】		
	【利用者支援事業にかかる経費】		
	【その他】		
	小 計		
合計			

※表は、内訳、用途が分かるように記載し、必要な場合は項目を修正、追加してください。

※事業費部分の記載方法は自由です。

【サテライト施設】

項目	細目	金額	説明（計算、内訳、使途等）
人件費	常勤職員（現場責任者）		
	常勤職員		
	常勤職員		
	非常勤職員		
	非常勤職員		
	小 計		
施設費	光熱水費		
	非常通報システム使用料		
	小 計		
事業費	【親子の居場所にかかる経費】		
	【子育て相談にかかる経費】		
	【子育て情報収集・提供にかかる経費】		
	【利用者支援事業にかかる経費】		
	【その他】		
	小 計		
	合計		

※表は、内訳、使途が分かるように記載し、必要な場合は項目を修正、追加してください。
 ※事業費部分の記載方法は自由です。

